

第四十六回国会 衆議院 商工委員会議録 第二十五号

昭和三十九年三月二十五日(水曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 二階堂 進君

理事小川 平二君 理事小平

理事始関 伊平君 理事中川

理事早稲田柳右馬君 理事板川

理事久保田 豊君 理事中村

内田 常雄君 小笠 公昭君

海部 俊樹君 神田 博君

佐々木秀世君 田中 正巳君

田中 六助君 中村 幸八君

野見山清造君 長谷川四郎君

南 好雄君 村上 勇君

大村 邦夫君 桜井 茂尚君

沢田 政治君 島口重次郎君

榎 兼次郎君 藤田 高敏君

森 義視君 米内山義一郎君

麻生 良方君 伊藤卯四郎君

加藤 進君

出席國務大臣 福田 一君

通商産業大臣

出席府府委員

外務事務官 中山 賀博君

(経済協力局長)

大蔵事務官 西山 昭君

(銀行局長)

通商産業政務次官 高橋 俊英君

通商産業事務官 田中 榮一君

(大臣官房長)

通商産業事務官 川出 千速君

(通商局長)

通商産業事務官 山本 重信君

(公益事業局長)

中小企業庁長官 宮本 惇君

中野 正一君

委員外の出席者

大蔵事務官 村井 七郎君

(大臣官房財務調査官)

専門員 渡邊 一俊君

三月二十四日

電気事業法案(内閣提出第一三六号)

輸出保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一四四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

電気事業法案(内閣提出第一三六号)

輸出保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一四四号)

中小企業近代化資金助成法の一部を

改正する法律案(内閣提出第七二二号)

中小企業金融公庫法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第七三三号)

中小企業近代化促進法の一部を改正

する法律案(内閣提出第七五五号)

通商に関する件(日韓貿易に関する

問題)

○二階堂委員長 これより会議を開き

ます。

昨二十四日付託になりました内閣提

出の電気事業法案及び輸出保険法の一

部を改正する法律案の両案を議題と

し、通商産業大臣より趣旨の説明を聴

取することにいたしました。福田通商産

業大臣。

電気事業法案

輸出保険法の一部を改正する法律

案

[本号末尾に掲載]

○福田(一)國務大臣 電気事業法案に

つきまして、その提案理由及び要旨を

御説明申し上げます。

電気事業は、国民生活及び産業活動

に不可欠な、そして代替性の著しく乏

しい基礎エネルギーを供給するもので

あり、国民経済の発展と密接不可分の

関連を有するきわめて公益性の高い基

幹産業であります。

近時、国民生活の高度化、近代化

と産業活動の目ざましい伸張に伴っ

て、電力の需用は著しく伸長し、総エ

ネルギー需要に占める電力の比重は非

常に高まってきております。これに伴

い電気事業には、豊富、低廉、良質な

電気を供給することによって、日本経

済の成長をエネルギーの面からささえ

ていかなければならぬ重大な使命を

課せられておるのであります。

また、電気事業は、その生産する電

力が直ちに消費され、この間に通常の

商品のような在庫調整ができず、この

ため、常にピーク時の需用にに応じ得

だけの設備を開発しておかねばなりま

せん。

一方その送配電の技術的特質から重

複設備によるむだを排除する意味で地

域独占の産業になっております。

このような特質を持つ電気事業をし

て、前述の国家的要請に応じて、常に

適正なる電気の供給を行なわせるため

には、電気事業の運営を適正かつ合理

的ならしめることによって電気の使用

者の利益を保護し、電気事業の健全な

発達をはかることが必要であり、この

ためにはいかなる公益事業規制の措置

がとられねばなりません。世界各国に

おいても、その方法において若干の相

異はあれ、いずれも政府による法的な

規制を行なっているものであります。

さらに、電気はその物理的性質上、

その取り扱いいかんによっては相当の

危険なものは障害を伴うものでありま

すので、保安面から電気工作物の規制

を必要といたします。

このような電気事業に関する法的規

制は明治四十四年電気事業法が制定さ

れて以来、事業規制、保安規制の両面

にわたって続けられてきたのでありま

す。ところが戦後、占領終了時におい

る特殊事情のため、昭和二十七年にお

きわゆるポツダム勅令である旧公益事業

令が失効し、一時的に無法律状態とな

り、これを救済するため、電気及びガ

スに関する臨時措置に関する法律が制

定され、これによってすでに失効した

旧公益事業令の規定の例によって法規

制を行ない、また、電気工作物に関し

ては、昭和六年制定の旧電気事業法の

規定の例によって規制するという法形

式的には全く類似を見ない特異なもの

となっております。しかも、その後十

余年を経た今日に至っては、その内容

においても目ざましい発展を遂げた電

気事業の実態に適合しない多くの点が

生ずるに至っております。

すなわち、電力の需給は、かつての

不均衡からくる混乱状態から脱却し、

国民経済の発展の正常化とともに相当

の供給予備力を持つまでに安定し、電

気事業に対する要請も電気の量を確保

することから、電気の質を向上するこ

と、あるいは電気の使用者に対するこ

サービスを改善することへと大きく変

わっております。また、電気事業内部

においても、送電変電技術の著しい進

歩に伴う設備の大容量化、新鋭大容量

火力の開発による火主水従への転換、

企業間における格差の発生などの変化

が生じ、設備を広域的に運用する必要

性が非常に高まってきております。

このような電気事業の内外の情勢の

変化に対応して現状に適合するようそ

の法制を整備する必要性が生じたので

あります。政府といたしましては、現

行法制が前に申し上げたとおり特異な

法形式をとっている関係上、その一部

を改正することは立法技術的に非常に

困難でありますので、現在の暫定的な

法律を廃止し、新しい電気事業法を制

定することが最も適切であると考えた

次第であります。

なお、政府におきましては、電気事

業法案の作成について昭和二十八年よ

り検討を進めてまいりましたのであり

ます。戦前に統合した公私営の電気設備

の復元問題をはじめとする諸般の事情

のため成案を得て国会で御審議をお願

いするまでに至らなかつたのであり

ます。これらの問題もようやく解決しま

したので昭和三十七年五月に電気事業法

案策定に関する基本方針を検討するた

め、電気事業審議会を設置し、広く各界の有識者によって一年半にわたる審議を行なった結果、昨年十月にその答申を得たのであります。政府といたしましては、その答申を尊重して事業許可、供給義務、料金規制、保安規制等の従来の法的規制に対し、第一には、企業経営の効率化と行政の合理化、簡素化の見地から事業規制及び保安規制を合理化するとともに、公益的の立場から必要とされる監督権限を整備すること。第二には、設備の建設、運用における合理性の確保、企業間における格差の是正等の電気事業の課題を解決する方途として、広域運営を推進するとともに、これに関する国の監督権限を整備すること。第三には、電気の使用者の利益を保護し、サービス水準を向上させる規定を整備することの三つの見地を加味してこの電気事業法案を作成いたしましたのであります。

次に、法案の概要を説明させていただきます。

第一は、電気事業について、その事業の開始から廃止に至るまでの間、所要の事業規制を行なうこととあります。これらの規制につきましては、旧公益事業令の規制とはほぼ同様といたしておりますが、それと異なる点は、事業の地域独占規定を削除し、電気事業の許可基準に一般電気事業に関する過剰設備防止のための基準、電気事業の総合的立場からする合理性確保のための基準等を加えたこと、兼業規制の対象を一般電気事業者に限定したこと、特定供給について規制を加えたこととあります。

第二は、電気供給業務の規制に関することとあります。旧公益事業令と

同様に電気事業者に対し、供給義務を課し、料金その他の供給条件を認可制といたしておりますが、新たにその認可基準において電気料金の原価主義を明らかにしております。

また、電気の使用者のサービス向上をはかるため、電圧、周波数の維持義務、その改善命令、業務方法の改善命令、電気事業に対する苦情処理等の規定を整備しております。

第三は、電気事業の今後進むべき方向である広域的運営に関することとあります。これにつきましては、電気事業者に対し協調運営の義務を規定するとともに施設計画及び供給計画の提出義務を課し、これらの計画について変更勧告権を設け、計画の段階から広域的運営の見地を取り入れられるよう配慮いたしております。さらにこの変更勧告によつては、広域的運営による公共の利益が確保されない場合、または非常の場合において、電気供給等について公益命令が発動できることといたしております。

このほか、広域的運営の円滑化をはかるため、一般電気事業者間の電気の融通料金については、原価主義をとりながらも弾力的に料金決定ができるよういたしております。

第四は、会計及び財務規制についてであります。電気事業の現状に即してその規制を簡素化するとともに、電気事業の経営の健全化をはかるため、減価償却、引き当り金及び積み立て金に関する命令権を設けております。

第五は、公益事業の見地から、電気事業者に対し、他人の土地の一時使用等についていわゆる公益事業特権を与えておることとあります。

第六は、電気工作物の保安に関することとあります。この点につきましては、電気工作物を電気事業用、家用、一般用の三つに分けそれぞれの実態に即した保安規制を加えることとしております。すなわち、電気事業用と自家用の電気工作物につきましては、工事、維持、運用に關して保安を確保するため旧公益事業令とはほぼ同様に工事計画等についての認可を必要とするものと、また検査に關する規定を整備するほか自主保安体制を確立するため保安規程及び主任技術者に關する規定を設けております。なおこれらの規制に關しましては、保安確保上支障のない限り、認可対象の大幅な整理等により簡素化、合理化をはかることとしております。

一般用電気工作物につきましては、設置者に対する改善命令の規定を設けるとともに設置者が電氣的知識に乏しいことを考慮し、電気供給者に対し、一般用電気工作物に關する保安上の調査義務を課することとしております。また、この調査業務の能率的な実施を確保するための措置としてこの調査業務についての専門的受託機関に關する規定を設けております。

その他、公益事業である電気事業の特殊性にかんがみ、監査、公聴会等の規定を整備するとともに、電気事業に關する重要事項を調査審議するため、附則において通商産業省に電気事業審議会を設けることとしております。

以上に本法案の要旨を述べますが、政府におきましては、今後法の施行を厳正適確にし、電気の使用者の利益を保護し、あわせて電気事業の健全な発達に一意努力する所存でございます。何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、輸出保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のように、わが国の経済は、貿易為替の自由化の推進等により、急速に開放体制に移行しつつありますが、このような情勢のもとにおいて輸出の振興をはかる必要性が従来に比較して一層増大してきていることはあらためて申すまでもありません。しかしながら、国際間の輸出競争はますます激化の度を加えている現状でありまして、わが国の輸出をめぐる環境はきわめてきびしいものがあり、輸出振興策の重要な一環として輸出保険制度の持つ意義はきわめて大きなものとなっております。

わが国の輸出保険制度は昭和二十五年に発足して以来、その内容は逐次拡充され、現在八種類の保険を含む制度に成長しておりますが、海外諸国の制度と比較いたしますとき、なお、不備な点が見られますので、開放経済体制への移行に対処して輸出の振興をはかるため、この際特に改善を要する諸点について、所要の改正措置を講ずるため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について、御説明申し上げます。

第一は、普通輸出保険増加費用保険に付することができ費用の範囲を拡大することとあります。従来、この保険に付しましては航海または航路の変更により新たに負担すべきこととなつた海上の運賃及び保険料のみが、てん

補の対象となつておりましたが、陸上の運賃及び保険料につきましても、この保険を付することができるとするものであります。

第二は、普通輸出保険により担保される船積み前信用危険の範囲を拡大することとあります。これによりまして、従来から担保されておりました輸出契約の相手方の破産のほか、新たにこれに準ずる支払い不能によつて輸出ができなくなることにより受ける損失をてん補することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○二階堂委員長 以上で説明は終わりました。両法案についての質疑は後日に譲ることいたします。

○二階堂委員長 次に、通商に關する件について調査を進めます。

日韓貿易に關する問題について質疑の通告がございますので、これを許可いたします。久保田豊君。

○久保田(豊)委員 私はきょうは、日韓会談の妥結が非常に近くなつてまいりましたので、これに關する日韓の経済關係について、特に当面重要な諸点について大臣並びに關係の説明員の諸君にお尋ねをいたしたいと思つております。あらかじめひとつお願いをいたしておきますが、できるだけ問題を具体的にいたしますので、はつきり具体的にお答えをいただきたいと思つております。

まず第一に大臣にお伺いをいたしますが、日韓会談の持つ経済的な内容並びに経済的なねらいは、日本政府としてはどう理解しておられるのか、この点

をはつきり御答弁をいただきたいと思
うのです。

○福田(一)國務大臣 日本と韓国とは
一衣帯水の間にあり、また旧来から歴
史的に地理的に見て、非常に密接な関
係にあるわけであり、したがって
日本と韓国との間において正規の交渉
を進めていくという事は、単に経済問
題だけを対象にして考えておるとは思
いません。私たちがその意味で、ただ
いま外務大臣がいろいろと交渉の任に当
たられ、さらにまた農林大臣がた
ま交渉の任に当たっておられるのであ
りまして、これが経済的に持つ影響
云々の問題は、一般的に見て、韓国が
復興されれば日本に大いにプラスがあ
るのであろうという事は言えますが、
それ以上の問題についてここで申し上
げることは困難だと考えます。

○久保田(豊)委員 どうも非常に気の
抜けたような答弁で、話にならない。
これはなるほど担当は外務大臣なり農
林大臣に違いないが、同じ内閣の経済
閣僚として、これらのことについて外
務大臣なり農林大臣からそれぞれい
ろ相談を受けておるのは、これは当
然の話です。もし相談を受けていない
とするならば、池田内閣自体がきわめ
て不統一な内閣といわざるを得ない。
あるいはそれをなれば福田通産大臣
の政治力がきわめて貧弱であつて用を
なさぬといわざるを得ない。そういう
悪口を言いたくないのでありますが、
いま申されたような単純な問題がこの
日韓会議の具体的な経済内容でないこ
と、日韓会議の内容の大部分が経済問
題であり、しかもそれは大きな経済的
なねらいを持つておることは、これか
ら先ずつと具体的に御尋ねをしてまい

りますが、私もといたしましては、
日韓会議の具体的な内容並びにねらい
というものは三つあると思ふ。第一
に、いわゆるアメリカのドル危機に連
関して、アメリカの韓国に対する経済
援助その他の援助が急速に減つてきて
おる、その肩がわりをするというのが
日韓会議に對して日本政府にアメ
リカが強く要求しておる基本でありま
して、この肩がわりをあえて買つて出
ようとすると、この日韓会議の第一の
経済的な内容があることは、もう天下
周知の事実であります。これが第一で
あります。第二は、今日まさに崩壊の
危機に直面しておる韓国の経済並びに
それをもたらしたいまの補政権の経済
財政政策の失敗、これをてこ入れをし
ていこう、これが第二のねらいである
ことは明らかであります。第三のねら
いは何かといへば、これによつてアメ
リカとある意味においては対立、ある
意味においては下馬になりながら、日
本独占が韓国市場に対して新しい植民
地的な権益の確保、進出をしてまいら
う、この三つのねらいがあることは明
確であります。これらの点を明確につ
かまえない限り、日韓会議のほんとう
の意味あるいは今後のほんとうの運用
というものはうまくいくはずはない。
この私どもの見解について、大臣はい
まのお話のようにきわめて抽象的な話
でなく、もっと現実的に即した御答弁を
いただきたいと思ふ。

○福田(一)國務大臣 私は、いまおあ
げになつたような目的を持つてやるの
だと思つたら、日韓会議はやめたほうが
いいと思つておられます。そういう意図
は持つておりません。
○久保田(豊)委員 そういふふてくさ
れたような、いわゆる突つ放したよう

な答弁をしても、事実が証明しますか
ら、いまその点について特に大臣とこ
で論議を戦わさうとは思わない。そ
こで、私は具体的な問題に入つてまい
りたいと思ふ。

第一に、大臣は現在の韓国の経済状
態あるいはこれと連関する補政権の經
濟財政政策というものをどう具体的に
評価しておるか。もつとはつきりい
へば、日本の独占資本の資本並びに商
品、原料の市場としての韓国経済とい
うものをどう理解されておるか、こ
の点を第二項としてお伺いいたした
いと思ふ。
○福田(一)國務大臣 韓国が経済的に
も非常に困つた状況にあるといふこと
は、新聞紙上その他を通じていろいろ
伝えられておりますが、私は友好隣国
がその経済不安あるいは経済の困難か
ら立ち直られることを希望をいたして
おるものであります。そういうことだ
けでございまして、どういふふうな認
識するかといふことは、私はそう詳し
く隣国のことをあなたに御報告申し上
げるだけの具体的な材料は持つておらな
いわけであり、また日本の独占資本
本がこれに進出しようとする意図を
持つておるのであるが、その関係はど
うなるかといふことではあります。わ
れわれは何も独占資本があると思つ
てないし、そんなものが進出するとい
うことではわれわれのところへ何ら話
きておるわけでもありませんので、ど
うもそれについてもお答えをいたしか
ねると思ふのであります。

○久保田(豊)委員 では具体的に何
いいたしませぬ。
まず、数字をあげては申しませぬけ
れども、韓国経済といふのは、なるほ
ど人口は二千万ちよつとあります。し
かしながら地下資源その他の資源の非
常に少ないところであり、それが
北朝鮮と比べて経済開発がきわめてお
くれたいわゆる低開発地帯である。こ
ういふことであることはお認めになる
と思ふ。しかもそういう中でアメリカ
の長年の對韓政策の失敗、さらにこれ
に便乗し、これを食いものにしてい
りました李承晩以来の歴代政権、並び
に軍事政権から民政政権になりました
いまの補政権の相変わらずの経済政
策、財政政策の失敗から、今日崩壊の
危機に達しておることは、これはお認
めになるだらうと思ふ。特に、こまか
くいへばいろいろ問題がありますが、
私は崩壊の危機という点は四つにしほ
られると思ふ。

第一は何かといふすれば、それは
御承知のとおり物価の制限なしの値上
がりといふことであり、この一年
間だけでも七〇何%の物価値上がりで
あります。こういうべらぼうな物価値
上がりであり、これはまず
つかえない、こういう状態であり、
しかもその原因は何かといへば、これ
ははつきりしております。アメリカ側が
自分のいよゆるドル援助を減らして
それをさらに大きく見せて支配力
を強化するために、御承知のとおりド
ルの建て直しといふか、基準をどん
どん切り下げて低くやつてきて、こ
ういふやり方です。それから、ドルより
もポワンがその面からほとんど下がつ
てくる。もう一つは、六十萬の軍隊を
やるための膨大な財政支出に耐え切れ
ないために、韓国銀行からほとんど札
を出している。この二つが根本原因で

あることは明らかであります。こうい
うために、いま言つたように、まず世
界に比類を見ないようなひどい物価上
昇といふものが起つておる。こうい
う物価上昇のもとでは、あらゆる産業
が成り立たぬのであります。こうい
う状態にいまきつたのであります。
第二は食糧危機であります。ことし
は麦がほとんどだめだ。さらにその上
に持つてきて、米は豊作であつたけれ
ども、しかも御承知のとおり大体五百
万石程度の食糧の不足を来たして、お
といふのが実情であります。したが
りまして都市におきまして米その他が非常
な配給不足になつて急騰しておる。千
八百何ポワンの公価が今日四千何ワ
ンあるいはそれ以上に上昇しておる。し
かも配給量が足りない。農村はどうか
といふと、すでに御承知のとおり、い
わゆる絶糧農家がたゞさんに出てお
る。こういう状態、食糧面での崩壊
が非常に強くなつてきておるとい
ふのであります。

第三の崩壊危機の現象は何かとい
いますと、補政権に對して、またアメ
リカに對して、また日韓の会議に對
して、韓国の勤労大衆の反對闘争とい
いますか反抗闘争が急速な盛り上がり
を見せておる。特にこの中で注目すべ
きことは、かつてこういう闘争をやつ
たことのない労働者階級が大量に立
ち上がつて、自分の生活権擁護とい
う問題と同時に、日韓会議の粉砕あ
るいは南北の統一あるいは補政権の
打倒あるいは反米帝、こういふ闘争
を強烈にやつてきたこと、ま
た軍事政権が出てからほとんど鳴りを
静めておりました学生運動が、きよ
あたるの新聞でも御承知のとおり、ま
た再び大きく盛り上がりつつあるとい

こと、これらを背景にいたしまして、軍隊の中、行政権内部におきまして、内部対立が非常にひどくなつて、いままで指導権を握つておりました金鐘泌一派が急速に勢力を失いつつある。こういうのが第三の特徴だと思ふ。

さらに第四の特徴は、これはあとで具体的に聞いてみたいと思いますが、韓国のいわゆる外貨危機といふものがほとんど底をついてゐる。日本もだんだんそれに近づきつつあるような状態であり、まずけれども、比較にならないほど底をついてゐる。

こういう四つの点にしばつて特徴を見てみても差しつかえないと思ふ。第四の点は問題が一番具体的に日韓会議と直接連関してありますから、これから先に具体的に伺ひたいと思ふが、こういうふうな非常に低い経済、未開発の経済が、しかも長年のアメリカの政策あるいは歴代のアメリカのいかに政権の誤つた政策によつて崩壊の危機に瀕してゐる。この事実をはつきり認めなければ、日韓会議の持つ経済的な意味あるいは今後の運営といふことの見通しは立たぬと思ふ。大臣は、おそらく今度日韓会議ができれば、その経済的側面の大部分は責任を持つてこれを運用しなければならぬ立場にある人です。ですから、相手がどうなつておるかわからぬで運用もへちまもできないものじゃありません。こういう点については、もしも認識が不十分ならば、あらためて今後勉強して、相手方の実態といふものをつかんで、これに即して、いかにして韓国経済なら経済のほんとうの意味での立て直りになるようなこれからの日韓会議の経済的側面の運営をやつていくか、こうい

う心がまえがなくて、いかげんな口先だけのいわゆる国会答弁でこの日韓会議の——国民からいへば五億ドルないし六億ドルの大血税を払つてやろうといふときに、いまのような大臣の認識では、日本の国民が日韓会議にかりに賛成すると反対するとを問はず、そういう無責任な、不認識の態度でもって五億なり六億の血税を使われてはたまらぬ。私はこの点についてあらためて大臣の所見を聞きたいと思ふ。

○福田(一)國務大臣 韓国の問題につきましてのいろいろの分析的なお話でございませう。私はあなたがさういう意味で御認識をされておるといふことはよくわかります。しかし私たちがいまやつておる韓国の関係は、一括して交渉をまとめるということになつておるのであります。したがつて、経済的にどういふ措置をするとかしないとかということは、最終的に話し合ひがきまつたときに、そこで経済的問題も最終的にきまるのであります。そのきまる前にいろいろの問題についてわれわれが云々することは、あたかも一つの既成事実をつくつて、それだけがきまつたことになつたという感触においでものを処理していくことになるのでありますから、政府のいわゆる方針とは相反することになるのであります。したがつて、私としては経済問題をいよいよ処理しなければならぬといふ段階は、この交渉がまとまつたときにおいて、しからばこれをどういふふうにして処置していくかということとは私のなすべきことであると思ふのであります。しかしこの段階において、まだまとまるかまとまらないかわからないものについて問題の細部に

入つていきますことは、かえつて問題を混乱させるといふ思ふが、政府のいわゆる一括して問題を処理するといふ方針と相反することになりますから、私はさういふことについては触れておらないわけでありませう。

○久保田(豊)委員 まとまるかまとまらないか聞いておるわけじゃない。まとまつた場合、いままとめるべく内閣は一生懸命で骨を折つておる。かりにそれは目の前にきておる。かりにまとまるならば、すぐに実行に移らなければならぬのじゃないですか。そのときに、働きかける対象がどうなつておるかということをお尋ねしておるわけなんです。この点はどうか。

○福田(一)國務大臣 ただいま申し上げましたとおり、まとまらないものについて内容を云々することは、経済的な問題だけはあたかも確定したことが印象を与えるでありませう。ところが政府の日韓交渉に關する態度といふものは、すべての問題、漁業権の問題にいたしましてもあるいはその他のいろいろ小さい案件もございませうが、いかに小さい案件であろうとも、すべてがまとまつたときに全部が一括してまとまるのだという方針をとつておることとは、あなたも御了承願ひと思ふのであります。しかるにいま経済の問題だけについて、一応新聞その他に出たおつたり、あるいは外務大臣が何か言つておるかもしれないが、さう言つたからといって、それは何も言つておることじゃない。だからきまつてから処理をすればいい。きまつてから処理をするのではおそいじゃないかと

いうのですが、それは何も日韓交渉をやらぬでおればなおそくなるので、事実やつておりました、それで問題がきまつたそのとき、われわれは馬力をかけて誤りのないようにすれば、それがわれわれの責任は果たせるのである、こういう考え方を持つておられますといふことを申し上げておるのであります。

○久保田(豊)委員 全般的はそれの答弁で、話になりませぬ。いままとまるかまとまらないかの話を聞いておるわけじゃない。韓国の経済事情を——さつきあなたは言つたじゃないですか。隣の韓国が経済的にうまいければ非常によい、それを望んでおるといふことを言つておる。その対象となる韓国の経済事情をどう理解しておるか、把握しておるかということをお尋ねしておるのである。これはまとまるかまとまらないかかわらず、もちろん閣連はいたしませんけれども、少なくとも池田内閣としては最大の関心を持つておる地域の経済状態がどうなつておるか、正確に把握するしないということ、日韓会議がまとまるかまとまらないかということの直接の連関はありませぬ。ですが、この点をこれ以上突つ込んでいふ方がないと思ひます。

○久保田(豊)委員 しようがないでしよう。これは韓国銀行の発表で、昨年末一億一千五百万ドル、これは明らかです。問題はその内容なんです。その内容をどのように把握しておるか、われわれの把握しておるところは、この一億一千五百万ドルといふのは上つた数字であります。その内容は非常にひどいものであります。韓国側のいろいろ責任のある機関が発表したところによりまして、韓国の経済科学諮議会懇談会に対して大韓商工會議といふものが資料として提出した、これによりまして、大体韓国の昨年末の対外債務総額は二十八日現在で三億三千二百四十七万七千ドル、これだけあるわけなんです。こういうふうな内容でありまして、しかもこれには日本に払うべき貿易じりの債務四千五百七十何万ドルか、これも入つておりませぬ。またそのほ

現在の外貨事情、これについては日韓会議がまとまるかまとまらないかわからぬ——さう言ふとあなたが逃げるといへませぬから、言つておきますが、少なくとも韓国と経済の取引をやつておられる、貿易をやつておられるあなたとしては、これは逃げ口上にならぬ、その立場から見ると、韓国の今日の外貨事情をどのように把握されておりますか。

かのユーザンスの支払い分四千三百万ドルも入っておらない。こういふものを含めると、当面、この三月末には韓国の外貨はすつてんでんになつて、二千万ドルないし三千万ドルの赤字が出る。しかも総体的にはそれだけで解決がつかず、なお一億三千万ないし四千万ドルの総体的な赤字が出るというのが、今日の韓国の対外外貨事情でございます。

そこでこれに對しては、これではとてもこれからの経済がやっつけけないといふので、これは金融通貨運営委員会に對して、韓国銀行總裁から十二月十四日に、このよふな状態では今後經常貿易のための対外取引を中継する機能、つまり為替機能もできなくなる、何とかこれに對する改善策をしてもらわぬことにはどうにもなりませんといふ意見書が出ておる、こういふふう非常にひどい状態でありませう。これを詰めていけば、これから日本と韓国とが日韓會議の成立を契機にいたしまして、日韓會議の経済的取りきめの内容そのものとして、またこれをてこととして、いろいろな民間の貿易とかあるいは資本進出をやりましても、正常な形におきますといふゆる決済ができない、こういふ状態に追い込まれることは必至であります。こういふ点を日本政府としては正確に認識しなければ、今後の日韓會議の経済的側面なり、あるいは今後の日韓の貿易側面なり、あるいは資本側面なりといふものを正確に日本の国民の利益になるようにやっつけなければいけません。これに對して政府はどのよう認識しているのか、またこれに對してどう対処するのか、日韓會議のうちにはこ

れの対処策といふものが——日韓會議そのものが、経済的に見れば、韓国側から見ればこういふひどい外貨事情に對する一つの救済策です。さつき大臣は、韓国の経済的危機に對処する、あるいはこれを救うための日韓會議ならやらないほうがいいと言つておる。そうじゃない。こういふ事案に對して、いわゆる請求権五億ドルというものがいま生きてきておる。だから韓国のほうは金銀をよこして、ああいうくさい男をよこして、とにかくあらゆることを譲つても、どうしてもやらなければその日が越せない。この日韓會議によつて、請求権によつてある程度越せるかも知れません。しかし、すぐ二、三年もたたぬうちにまたいまよりひどい崩壊状態におちいることは必至だ、こういふ状態になつておることを日本政府ははつきり認識した上で、今度の日韓會議なり、この日韓會議をてこととする経済協力なり、あるいは貿易状態といふものを運用しているのかどうか、またこういふことに対して今後とも責任を持つてやっつけけるのかどうか、これは通商局長に聞くのはちよつと責任が重過ぎると思つて、次官に聞きますが、いかげんなお話でなく、はつきりした御答弁ができるなら、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

業の發展を期することが、今後わが国の産業のためにもよくなるし、また同時に、いろいろの意味におきまして韓国の今後の貿易の伸展にもなるであらう、こういふ考えからただいま日韓會議を促進いたしまして對韓国の援助も十分にいたしたい、かような考えで今日日韓會議の促進を進めておるわけでございます。今日の韓国の経済状態は、お説のように必ずしも私は良好でないと思つておりますが、それを今後日本側としまして十分これを援助して、よりよきものに少しでもしたいといふのがわれわれの気持ちでございます。

○久保田(豊)委員 そのいう抽象的な答弁では話になりません。私は韓国の外貨事情といふものを具体的に申し上げた。それでは、それに対して、今度の日韓會議の請求権なり何なりが具体的にどうからみ合つていくかといふことを明確にしなければお答えになりません。ただ韓国の経済状態が必ずしもよくない、しかし日韓會議で援助すれば韓国はよくなる、こつちもだんだんよくなるという子供みたいな話でありまして、いまさういふことを私どもは聞いておるわけではない。もつと具体的にひとつお答えいただきたい。しかし、さつきばらんに言つてお答えできないでしよから、私のほうから問題を出します。

○田中(榮)政府委員 現在の韓国の経済状態は、お説のように私も必しも必ずしも良好な状態じゃないと考へております。しかしながら、すでに先ほど大臣も仰せのとおり、一衣帯水の韓国の間にあります。やはり善隣友好の關係を保ち、かつ韓国の経済を十分に援助いたしまして、さうしてその産

三十八年二月二日に外務委員会の資料要求に對して出した「日韓予備交渉に對して両首席代表間に現在までに大綱につき意見一致をみた請求権問題の解決方式」これが決定したのは三十八年一月三十日ですが、こういふものが出ております。これを見ますと「無償経済協力は総額三億ドルとし、毎年三千万ドルずつを十年間にわたり日本国の生産物及び日本人の役務により供与する。但し、わが国の財政事情によつては双方合意の上、くり上げ実施することが出来る。」これが第一項の(イ)であります。第一項の(ロ)は「長期低利借款は総額二億ドルとし、十年間にわたり海外経済協力基金より供与する。その条件は年利三・五パーセント、償還期限二十年程度、うち据置期間七年程度とする。」第一項の(ハ)は「以上のほか相当多額の通常の民間の信用供与が期待される。」こうして、最後に第二項といふ「平和条約第四条に基つて請求権の問題も同時に最終的に解決し、もはや存在しなくなる」といふことが日韓間で確認される。こう書いてある。さらにそのあとには「なお、上記のほか、韓国側は貿易上の債務四千五百七十三万ドルを一定期間内に償還することが了解されている。」こうあります。これは外務省が発表いたしましたと同時に、国会に責任を持つて提出された資料ですから、この事実についてははつきりお聞き願ひいたしますが、どうですか。

○久保田(豊)委員 その次の問題、この(イ)の(ロ)の長期低利借款は海外経済協力基金から二億ドル出す、これは十年間に出すといふのですが、大体一年に二千万ドルずつ出すといふことになりませう。

○西山政府委員 一応そのように考へておられます。

○久保田(豊)委員 そこで、さらに(イ)の「以上のほか相当多額の通常の民間の信用供与が期待される。」といふのは、これは第一項の(イ)、(ロ)と不可分の關係にあるものですか、それともどうかといふことが一点、それからもう一点は、「相当多額」といふのは具体的にどの程度の金額をさしておるのか。こんなことが交渉の対象にならぬといふことは、少なくとも、両政府間において何らかの同意が行なわれておらなければならぬはずであり、韓国側ではこれを一億ドルと理解しているようでありませう。こういふ点についてどうかといふのが第二点。第三点は、民間信用借款については、これは日本政府がどういふ責任を負うのかといふこと

○西山政府委員 ただいま御指摘の点につきましては、大綱におきましてさういふ一応の了解に達しておると私は理解しております。

ところでは四十社ぐらゐ、その出張員
の数が約二百名近く、こういうふう
に聞いておる。これについては早速に実
態を調べて資料として当委員会へ出し
てもらいたい。委員長いいですか。

○二階堂委員長 承知しました。

○久保田(豊)委員 そこで、この請求
権の五億ドルないしは(外)項の、日本の
いわゆる輸送その他の間接保証、こう
いうものに基づき、私どもに言わせれ
ばいわゆる独占資本、日本の資本の対
韓経済進出というものが最近、特に二
年ばかり前に湯川というへんでこり
なおつさんが朴さんの友だちだとい
うことで経済使節団を連れていったり
して以来、非常に盛んになってきた。そ
れからいわゆる資本進出の形態として
保税加工貿易というふうなかつこうだ
とか、あるいは直接投資とか、あるい
は合弁投資、その他いろいろのかつこ
うになっていく。

〔委員長退席、小平(久)委員長代
理着席〕

韓国の「朝鮮資料」という雑誌がたんね
んに調べたところによりますと、現在
まで、日本の対韓資本進出を計画して
向こうと話を進めておるもの、まと
まったものその他を全部入れまして七
十三件、そのうち未確定のものが五
件、確定が六十八件、これに対しま
する日本側の投資予定総額は二億五千七
百六十三万五千ドル、こういうふう
に出ておられます。これらの実態につ
いて通産省は把握しておるのか把握して
ないのか。この雑誌の言うところによ
りますと、これは主として向こうの新聞
並びにここの新聞に出た資料をたん
ねんに集取をし、そして整理をしたも
の、こう言つて断つておられますか

ら、これが全部正確なものではないと
私は思いますけれども、しかしながら
相当信頼性を持ったものです。この
ちから最近のいろいろの借款の問題や
あるいはプラント計画がほとんど具
体的になってきたという実情、すでに相
当のものもより具体化されておる。こ
れについて調査しておるのか、調査
をしてないのか。

○山本(重)政府委員 本日までのとこ
ろ、韓国向けの延べ払い輸出は二件、
政府の承認を得て実行されておりま
す。そのほか、いわゆる投資といいま
すか、現地への投資はまだ一件もござ
いません。それからたゞいま久保田先
生のお話しの、情報の数字は的確に私
は承知いたしておりますが、いろいろ
な計画があるようでございまして、
まだ十分に固まらぬ段階での話
としましてはかなりの件数を聞いてお
ります。ただ正式に政府としてそれを
認めるかどうかとどういふところまで
手続が進んでいない段階でございま
す。

○久保田(豊)委員 それは外務委員会
で岡田委員との質疑の中でも、正式に
延べ払いを認められたのは二件、三百五十
万ドル、これは車両五十二両というこ
とでわかっております。ところが、た
とえば問題になったセナラにいたしま
しても、そのほかの日本の合弁会社
の他が向こうに相当できておる。これ
は具体的にどういふ扱いをしたか。問
題のセナラ自動車工業株式会社にいた
しまして、あれは林魯楨、これは日本
の三浦光雄という二重国籍を持ってお
る人だが、これが社長で日本から二億
ドル持つていった。これは日産と組ん
でノック・ダウン方式をやつておる。

大体日産が金を出しておられないはずは
ない。二億ドルぐらゐで大体千六百
台、そして九百五十台、合わせまして
二千五百台以上のノック・ダウンの
できる工場が簡単にできるはずはな
いと思う。向こうのセナラという工場
は、私は見ておりませんが、ど
のくらの金がかかったかわからな
い。そのほかにもたゞさんの日韓合弁
の会社が向こうにできておる。こうい
うことでできたものの実態を調べてあ
るのか調べてないのか。またさうい
う場合に、日本の資本が行つておると
すれば、これは要するにあなたのほうの
許可がなければ行けないはずだ。許可
がなくて、しかも向こうにさういふ
会社できたのは、どういふルートで日
本の金がつち動いたのか。こうい
う点についての追及調査してあるの
かないのか。いまの七十三件について
は、まだ全部が全部ではないよう
です。しかし、これはあげれば幾らも具
体的な例があります。問題のセナラ自
動車工業一つをとつても、日産と林魯
楨との合作です。林という人は二重
国籍の男だ。しかし日産がこれに投資を
しなくて、単なるノック・ダウンで部
品だけ送つたといふことは常識上考
えられない。何らかの形で投資をして
おるに違いない。あるいは外為法なりそ
の他の規定違反をして、日本の独占資
本が向こうに出ておるとしか推測でき
ない。これについて調査はしてあるの
かしてないのか。

○山本(重)政府委員 セナラ自動車に
つきましては一応通産省をいたしまし
て調査をいたしました。完成車四百
台、それからあとノック・ダウン方式
で約二千台のものが輸出されておるま
すが、この輸出の手続は普通のキャッ
シュベースになっておりますので、特
にこちらから向こうに対して延べ払い
をするとか、あるいはそれに伴つて資
本を向こうに出しておるとかいうよう
なことは行なわれていないように私
たちは承知いたしております。

○久保田(豊)委員 しかし確かに二千
台から二千五百台近くノック・ダウン
で部品が行つておることは間違いな
い。そのほか完成車が観光用四百
台、国会用四百台、これに汚職がく
つたというので問題になった。そし
てセナラが昨年の七月にぶつ倒れて、
それを金鍾泌が差し押えて奪い取つ
た。ですから朴——三浦という男が
こつちへ来て、そのてんまつ記を向
うの新聞に発表したら、おそらくいま
の内閣はぶつ飛ぶだろうと豪語してお
る。それで発表をしていないが、みん
な知つておる。これは財界でも政界で
も周知の事実です。ですからこれに対
して日産がたゞ単にノック・ダウンで
部品を送つた、完成車を送つたとい
うだけで済むはずがない。そんななま
さしい契約でやりつこない。これは一
例だが、さういふことについてはも
ととくさんほかにあります。日本側と
提携、合弁なり何なりした会社があ
る。全体としてこれらについての調査
はしてあるのかどうか。日本の資本が
向こうへ行つて合弁なり何なりの会社
になった場合に、どういふ経路で行つ
たのか。それがはたして合法的に行つ
たのかどうか。こういう調査をしてい
なければ、これから調査をして、これ
も資料を——現に向こうにできてお
る、日本の資本が参加しておる会社に
ついての実情を調査して当委員会に報

告してもらいたい。委員長どうです、
お願いいたします。

○山本(重)政府委員 たゞいま政府の
ほうに手続が行なわれて、現地に投資
しておる案件は実は一件もないわけ
でございまして、御指摘のようにもし何
かさういふことが実際に行なわれてお
るとすれば、これは法律をくぐつて
やつておることに違いないわけであり
ますから、さういふ事実があるかどう
かにつきましては、私たちが十分に注
意をして調査をいたしてみたいと思
います。ただ外国のごときでございます
ので、こちらが直接現地に乗り込んで調
査をするというわけにまいりませんの
で、おのずからそこには限界があると
思いますけれども、十分注意をして調
査をいたしたいと思つておる。

○久保田(豊)委員 なるほど外国の
会社ですから、さう簡単に行つてこちら
から調査するわけにはいかない。しか
し資本を出しておる、向こうでもつて
日本の名前と合弁みたいなかつこうで
やつておる会社は日本の会社ですか
ら、さういふところにどういふ形で幾
らの資本を出してどういふ内容になつ
ておるのかについては、あなたの方
で調査したらわかるでしよ。どうな
るんですか。

○山本(重)政府委員 特に韓国との貿
易に関心を持っておられます日本側の
会社につきまして、いま御指摘のよう
なことは、普通の会社ならおそらくし
ないと思つておるけれども、こちらで可
能な範囲で一応調べてみたいと思
います。

○久保田(豊)委員 私は時間の節約上
から一々あげませんけれども、ここに
ある朝鮮資料というのには、日韓のど

このどのようい会社か幾ら人を使つておつて、そこでストライキは幾ら起こつてといふことまで書いてある。あなたのはどういふ資料をすつと拾つていつたら、そのいふのがたたくさん出てきますよ。それをまだ調査も何もしてないといふのは怠慢じゃないですか。次官、これはどうです。怠慢でしよう。

○田中(榮)政府委員　そのいふ点が十分につまびらかになつておりませんので、御指摘の点につきましたは、わが国政府において調べられる権限内において調査いたしました。後刻御報告を申し上げたいと思つております。

○久保田(豊)委員　韓国問題は、賠償に似たような請求権問題になると、日本政府の態度はいつもほけてしまふ。そうしてその裏に先方並びに日本の政界あるいは官界とつながる汚職問題がうんと出てくる。これは証拠がありませんからなかなかつかまらない。韓国におきましても、軍政時代にもうすでに御承知のように有名なウォーカー・ヒルの問題——これは日本の某建設会社が向こうへ行つてやつておる。そういうことについての汚職の問題が、某党の首魁と金鍾泌との間に出ておる。そういう問題がたたくさんあります。しかも今度の民政に移管してからまた四大疑獄がすでにうわさになつておるでしよう。向こうの新聞を見てごらん下さい。三粉事件といつてセメント、砂糖、小麦に対する汚職問題が出ております。また日本に対する一億円のノリ輸出についての日本と韓国の両方にわたる汚職問題が出ておる。為替のやみドルについての汚職問題が向こうの国会において問題になつておる。そういう

いろいろな問題が出ております。私ども証拠をつかんでおりませんから具体的には追及いたしませんけれども、いまのセナラの問題、ウォーカー・ヒルの問題、四大疑獄につきましたも、向こうの国会で堂々と明白に論議になつておる。しかもその中には、日本某党の首魁の名前もちらちらしておる。そのほとんど大部分に金鍾泌が参加して、向こうの与党の政治工作資金をとつたりその他のことをやつておることは、向こうの政党内で堂々と国会で論議しております。こういう実情です。こういうようなことでありますために、いまでも賠償問題については、日本側の政府与党あるいは官界がほとんどこの実態を追及しない。これも同じようなケースになりそう。こういう進出をしておるいろいろな連中のうわさが業界に流れておりますけれども、最後は、五億ドルあれば、これでしりぬぐいをしてもらへば、いまま少損しても結局国民の血税でしりぬぐいしてしまふのだ、対韓請求権のワク内ですりぬぐいをしてもらうから、この際とんどん出で、金を使つて、向こうの連中と結託してどんどん仕事をとつたほうが得だといふので、たたくさんの商社が、実際に貿易は四十社も二百人も行つてやるとはあります。そんな大ぜいの連中が向こうに行つて、金を湯水のごとく使つてあちこち毎日飛んで歩いておる。これはあなた達のほうが一番よく知つておるはずだ。これは一体何です。この請求権の五億ないし六億ドルを合にして、これを食ひものにして、日本人の血税でもつて払わせて、一部の大メーカー、大商社が韓国の連中と結託する。この裏には、日本の政界も

結託して、これまた食ひものにしようとしておることは明らかであります。こういうものについて、それを予想して先乗りしておるものについての実態を通産省が知らない。そういうならしないこと通産省としての任務は果たせないと思ふ。ですから、少なくともこういう点については徹底的な調査をいたして御報告をいただきたいと思ふ。時間がありませんから、もう一つ資本進出に關した問題をお聞きしたいのですが、これを省きます。

その次の問題は、今度は日韓の輸出入、これも経済協力の一つとして、これは条約文その他にはありませんけれども、日本側も大きな期待をいたし、また向こう側も大きな期待をしておることは明らかです。

そこでお伺いしますが、この請求権五億ドルは、さつき申しましたように、その大部分は資本財で出る、あるいは一部一〇％だけは消費財で出ることになる。これは今後の日韓の貿易の中にはどういふふうに取り入れられますか。

○山本(重)政府委員　ただいまお話しした無償三億ドル、有償二億ドルの内容につきましたは、今後具体的な話し合いをするようになるわけでございますが、私の理解しております範囲で申し上げますと、無償につきましたは具体的に品目をきまめまして、これは無償で向こうに提供します。有償の分については、普通の商業ベースよりはるかに先方にとって有利な条件の延べ払いが認められるわけでございますので、おそらく先方でいろいろなプロジェクトの実施のために必要な機

械類、プラント類等を要求してくるのではないかと思ひます。その場合に、先方にとって非常に有利な延べ払い条件を二億ドルの範囲で確定いたしました。向こうがその輸入をいたすわけでございます。現在も韓国向けの輸出入の中には機械類が相当大きなウェートを占めておりますけれども、今後どうした新しい道が開けますと、それによつてさらに機械類を中心とする輸出入が相当大きく伸びていくというふうを考へております。

○久保田(豊)委員　何かかわからない答弁ですが、私の聞いておるのとは異なることを聞いておるのじゃない。さつきの施行細則によると、すべてこれは円勘定でやるということになつておる。そして、しかもその決定は何かと韓国の次官級でつくつた請求権の委員会ができて、その上にさらに審議会ができておる。それを通つたものが日本の外務省に書類を出して、日本の政府の協議と同意によつてこの実施を決定する。最終決定はそこでやるというふうになつておる。これは円勘定だということになると、いわゆる通商貿易の中に入らない。この点はどうかなんです。円勘定でもこれは通商貿易の中に入れて、いわゆる貿易額としてやつていくというのでございませぬですかという点を聞いておる。普通の場合には、決済はドル決済なり何なりであるべきははずです。ポンドなりドルで決済するはずなんです。これはすべて円勘定になつておる。そういうところには違いがある。これはどうなるのかというところを聞いておる。

○山本(重)政府委員　無償の分につきましては、これはおそらくいわゆる無償輸出、ちやうど賠償の場合などと同じで無償輸出になると思ひます。それから有償の分につきましては、いまお話しのような手続その他につきましては、先ほど来外務省の方から御答弁申し上げておりますように、まだ両国間の話がそこまで詰まつておらないのが真相でございますので、したがって、今後この問題は詰めていかなければならないわけでございますが、私の理解いたしますところでは、従来の経済協力基金の使い方から判断いたしますと、これは普通の輸出として計上されるというふうを推測いたしております。

○久保田(豊)委員　どうもいまの答弁は不十分ですが、これ以上突つ込んでもしようがないし、時間もないから、次の問題に移ります。

そこで、大体外務省が発表の文章にも、三十六年の四月二十二日に、貿易じりの向こうに対する貸し金四千五百七十三万ドル、これを向こうの貿易上の債務として確定したわけなんです。その後の実施はされておるかどうか。その後については二百万ドルずつで決済をしておりますから、それたまつておらぬようです。しかし私の調査した範囲では、この四千五百七十三万ドルの決済は今日までほとんど始末をされておらない。そのときの協定があるはずなんです。ただ単にこれを債務として一応たな上げをするというだけでは済まない。どういふふうな協定があるのか、その協定が今日まで実施されておるかどうか。もしそういうことがなければ、外務省との請求権の問題、特にこの四千五百七十三万ドルが

処理事項としてできるだけ早く決済をするという文章が出てくるはずがない。まず第一に、その協定の内容を明らかにして欲しい、その後協定を實施しているかどうか、この点を明らかにして欲しい。

○山本(重)政府委員 だいたいお話しの内容は、韓国政府は、日韓オープン・アカウ

ントの一九六二年一月末現在の残高が四千五百七十二万九千三百九十八ドル

余りであることを確認し、その決済に妥当な考慮を払うことに同意する。これが第一項であります。それから第二

項は、「韓国政府は、本年二月一日以降新規に発生する毎月末の純残高をその翌月の十日に支払うことを、またそれ以前においても純残高が二百萬ドルに達した場合は直ちに決済をすることに同意する。」と第三項は、「兩國政府は、なるべく早期にオープン・アカウ

ントを廃止して現金決済に移行すべく協議をするものとする。」第四項は、「日本政府は、韓国産品の輸入増大のためその権限の範囲内で適当と認める措置をとることに同意する。」という内容でございます。したがって、オープン・アカウ

ントの残高を確認することが第一点、それから特にこの際非常に重要でございますのは、オープン・アカウ

ントの残高がますますふえていってしまつては困りますので、確認された残高を越えてふえた分は毎月翌月の十日までに支払うということ

をきめたわけでございます。幸いにして現在までのところ韓国政府は忠実にその申し合わせを履行してあります

て、オープン・アカウ

ントの残高は、その当時と一つもふえておりません。かえつてごくわずかでございますが、た

だいま四千四百萬ドル台になっておるのが実情でございます。

○久保田(豊)委員 それではこの請求権の中に、特に四千五百七十三萬ドルをできるだけ早期に決済するという内容を入れたのはどういふ意味ですか。

○山本(重)政府委員 その当時の書簡の内容には、残高がかくかくであることとを認め、その決済に妥当な考慮を払うことに同意するということになって

おります。

○久保田(豊)委員 妥当な考慮というのはどういふ意味なんですか。

○山本(重)政府委員 当時は、実は残高がかなりの額に達しておりましたので、日本側としてはできるだけ早く支払いをもらいたい。先方としてはなかなか支払うのが困難であるという状態にございましたので、当時はむしろ、これ以上延ばさないようにしようとい

うところに両方とも関心を持ったわけでございます。したがって、ここに、その決済に妥当な考慮を払うというところは確認をして、今後その支払について相談をしようというふうな趣旨で書いたものと考えます。

○久保田(豊)委員 冗談じゃありませんよ。いまあなたの説んだそのときの確認、特に日韓会談で請求権に關連してそれを確認しなくても、その以前にちゃんとそれをもつてはつきりしているじゃないですか。それをあらためて日韓会談のときに確認をして、妥当な考慮を払うというのはどういふ意味かと言つて聞いているのです。

○西山政府委員 残高の解決につきましては、三億の無償援助と關連させて解決するという大体的方向が了解されておりますが、具体的にどのような形で解決するかはまだきまつていない次第でございます。

○久保田(豊)委員 つまりいまの無償三億ドルに關連して何とか解決する、こ

ういふのですか、そうするとそれはどういふ意味ですか、もう一歩突っ込んで聞きますか。

○西山政府委員 三億の解決からいって、この残高の整理を行なうということでございます。具体的ないかなる形

で、いかなる内容で解決するかという形では、まだ具体的な交渉に入つていないので、まだ具体的な交渉に入つていないので、まだ具体的な交渉に入つて

いないので、まだ具体的な交渉に入つていないので、まだ具体的な交渉に入つていないので、まだ具体的な交渉に入つていないので、まだ具体的な交渉に入つて

いないので、まだ具体的な交渉に入つていないので、まだ具体的な交渉に入つていないので、まだ具体的な交渉に入つていないので、まだ具体的な交渉に入つて

いないので、まだ具体的な交渉に入つていないので、まだ具体的な交渉に入つていないので、まだ具体的な交渉に入つていないので、まだ具体的な交渉に入つて

いないので、まだ具体的な交渉に入つていないので、まだ具体的な交渉に入つていないので、まだ具体的な交渉に入つていないので、まだ具体的な交渉に入つて

いないので、まだ具体的な交渉に入つていないので、まだ具体的な交渉に入つていないので、まだ具体的な交渉に入つていないので、まだ具体的な交渉に入つて

もう一点だけ貿易に關して聞きます。それは、最近向こうでも問題になつており、日本でも業界ではもっぱら話題になつておるものに、在日韓国人のいわゆる財産搬出形態による輸出という問題がある。これが非常に最近大きくなつてきておる。これは韓

国の朴財務長官が、向こうの国会の答弁で、支障のない範囲で発表いたしました

こと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしました

こと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしました

こと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしました

こと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしました

こと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしました

こと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしました

こと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしました

こと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしました

国政府の第一級の秘密事項になつておる。そうして、いままで、いままでとい

うのは、一九三六年七月二十二日から十二月三十一日までに実行されたものが二百七十八萬ドルだけだと言つて、

朴財務長官は国会に報告してあります。これは日本政府は、どういふ形で實際に行なわれておるのか。これは一種の密貿易です。日本ではこれは為替管理法にひつかかると思ふ。具体的な内容がわからぬから、はつきりしません

が、為替管理法に当然ひつかかる。それは為替管理法では、在日の外国人がその財産を持ち出す場合には、一年、一人が一回であつて、三千ドルという規定があるはずで、ところが、これは平均してみましても十三萬四千ドルに

なる。金額は非常に大きい。しかもこれはただ単なる在日韓国人が、自分でやつておる仕事じゃない。おそらくは日本の商社なりなんなりがこれに参加しておる、こ

ういふ抜け道でやつておる。向こうではこの取り扱ひが汚職の種になつて、国会でもつて非常な追及を受けておる。そうして向こうの政府は

しどろもどろのあれをやつておる。その中には問題が二つある。一つは、宗教ドルが一千萬ドル以上あつたものが、これに食われて、どんどん減つておる。一つは、在日の、さつき言いました日本の商社あるいはメーカーのい

ゆる代理人が二百人もおる。この連中が湯水のように金を使つておる。その金の出どころは、どこか、これから出ておるのじゃないかといふのが向こうの国会で問題になつておる焦点です。これ

について、通産省としては、あるいは外務省としては、あるいは大蔵省も為替關係ですから關係があるはずで、実

際、これは非常に重要な問題で、これは支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしましたこと、支障のない範囲で発表いたしました

まして、この点は自由民主党、いわゆる
る党のほうでも了承して、そして予算
化されておる、かように私は理解をい
たしておるわけでございます。

○島口委員 自民党が公庫債の百億を
民間から吸収するということを了承し
た、こりいう前提だからよろしいとい
うような意見に聞こえるのでありま
す。そういたしますれば、自民党の政
策変更になったのじゃないか、こり考
えられますが、こりいう点はどうです
か。

○福田(一)國務大臣 私自民党の党
員でありますからお答えをいたすべ
きであると思ひますが、これは党の正
式な機関が予算を認めていられるので
ありますから、あなたのおっしゃると
おり、その意味では変更になったと見
るべきかもしれません。

○島口委員 私らといたしましては、
先日来の委員会におきまして政務次官
なり中小企業庁長官なりに強く要請い
たしたのでありますけれども、所得倍
増政策の谷間にある中小企業、零細企
業を救済いたしますためには、民間の
百億、二百億ではどうにもならぬの
だ。今度の三公庫の予算は、前年度に
比較いたしますと二六%の増であるけ
れども、これでは救済されるものでは
ない。民間資本というよりなげちなも
のではなくて、政府が大幅に今年度の
増加額の倍、少なくとも前年度の五〇%
の増額をしなければ、十一月の危機、
さらに二月における終戦後における最
高記録の問題、さらに今月末、年度末
におきまして相当な破産、倒産が出て
くるであろうというような、予想とい
たしましては自他ともに許しているよ
うな状況であります。この際におい

て、民間資本を出してきて救済するこ
いうような方法ではなくて、政府が抜
本的な金融対策をやることが零細企
業、中小企業の期待し得るほんとうの
金融対策ではないか、こり考えます
が、こりいう点はどうでしょう。

○福田(一)國務大臣 この前、中村委
員からも御同様の趣旨の御質問があつ
たわけでありましたが、確かに予算は多
いほうがいいのでありまして、そりい
う意味で、融資ワクがもつと拡大され
ておればいいわけでありまして。そりい
う意味からいへば、われわれとしても
これは今後大いにふやすように考へて
まいりたいと思ひますが、しかし御案
内のように、期の中ほどにおきまして
も、商工中金あるいはその他の中小企
業金融公庫等においても、いままだ年
末にはいつも調整措置をとつてきてお
るのでありまして、われわれとして
は第一、四半期においてある程度繰
り上げ使用する方途を講ずるつもりで
あります。そりして、今度は年
末にまたそれが足りないということ
あれば、それに応じた措置はもちろ
ん考へておるわけでございます。われ
われは何も百億円の中小企業金融公庫
債を出したからこれでいいのだとい
う考へておるわけではございません。臨
機応変、機に臨んでやはりそれぞれ処
置をいたしてまいりたい、かように考
へておるわけでございます。

○島口委員 大臣のただいまの答弁に
よりますれば、多いほどよい、あるい
は経済の情勢変化等を見まして臨機応
変な処置をとる、こりいう考へであり
ますけれども、しからは別個の観点か
らお尋ねをいたしますけれども、高度
成長政策、特に開放経済に移行するに

あたりまして、独占企業と零細企業と
の格差が非常に拡大された、それを縮
小いたしますには中小企業、零細企業
の近代化を促進しなければならぬと
いうのは議論がないところであると思
ひます。こりいう観点に立ちますと、
政府の考へでは、何年間たちますと中
小企業の近代化ができるかどうか。こ
の三公庫の予算から、あるいは今度の設
備近代化から考へて、何年かかると中
小企業、零細企業の設備の近代化が完
成するかをお尋ねしたいと思ひます。

○福田(一)國務大臣 中小企業の近代
化を促進いたすわけでございますが、
これは私率直にいつて、島口さんの御
質問になかなか答へにくい面があると
思ひます。こりいうことは、近
代化を促進するといひますと、中小企
業がその気になつて努力をしてもら
なければならぬ。努力をする気にな
つたものについて、われわれは金融
その他の面のできるだけの応援をしよ
うといひますが、こりいうことでは、
こりいう意思を持つていないものまで
も近代化するといひわけにはいかない
わけでございますから、これが一つの
むずかしい点でございます。

もう一つは、こりいうような意思を
相当持つておられまして、予算措置
がそれに伴うだけ十分にはできるかど
うか。そのときそのときの毎年の事情に
よつて予算といひものは編成されるわ
けであります。もちろん中小企業の
近代化は大事であります。それにど
れだけの金を向けられるかといひこと
は、そのときの予算編成、いわゆる財
源の問題もこれにからんでくると思ひ

ます。もちろん一般の財源いわゆる自
然増収が少ない場合には公債でやつた
らいいではないかと、あるいは外国
から資金を導入したらいいではないか
とか、いろいろな考へ方もあるであ
りまが、それらの問題は今後未知数
といひなければなりません。

こりいう二つの、予算措置といひも
の本人の意思といひものをいひま
で予測してお答えするのはなかなかむ
ずかしいが、われわれとしては、と
にかくできるだけ早く中小企業の近代化
がはかれるようにひとつ大いに努力を
いたしたい、かように考へておるわ
けでございます。

○島口委員 何年間で完成されるか
といひことは見通しがつかない、こりい
う説明でありますけれども、問題点
は、大臣のおっしゃるとおり、自由主
義経済でありますから、何と申しても
本人の企業努力が第一番だ、この企業
努力の意欲いかに最終決定要因だ、
こり私も理解いたします。少なくとも
中小企業が近代化をしたといひ意欲
がありまして、政府が受け入れ態勢
といひものを完備しなければならぬ
い。ただいま大臣の答弁によります
と、こりいう要請がありまして、予
算といひものはこりいふものでない
といひようなことを言つておる。そりい
たしまして、中小企業の近代化の問題
に對しましてはすこぶる冷淡である、
こり言わざるを得ないと思ひます。そ
の具体的な例といひましては、政府
のいわゆる所得倍増政策によります
と、十年間に四兆円の設備投資が行な
われるといひような構想であり計画で
あつた、こり聞いておられますが、三十
六年度におきましては四兆一千億、三

十七年度におきましては四兆二千億の
設備投資がされておるのであります。
今度の予算から見ますと、政府が半分
都道府県が半分、五〇%の負担をいた
しまして、近代化設備資金といひし
ましてはわずかに二百八十六億よりな
いのであります。あまりにも少ない。
こりいう状況に、よりまして、大臣の
おっしゃるような期待のできるよ
うな中小企業近代化、合理化ができるかど
うかの問題が出てまいります。あるい
は中小企業三公庫を通しての要請とい
たしまして、もしできましては中小企
業庁長官から、三公庫の中で設備投資の
融資の申し込みがどの程度あつて、ど
うなつていられるかといひ問題、それを計
算いたしますと、何年後において設備
が完成されるかといひことをもう一度
お尋ねしたいと思ひます。

○福田(一)國務大臣 あとの質問は中
小企業庁長官から答弁をしたいと思います
が、さつきの御質問のうちで近代化
といひことについてのお話ございま
したが、確かに設備投資に四兆円とか
三兆何千億円とかいひものを投入しつ
つあるのであります。そこで近代化資
金といひ名前をつけておられますので、
その近代化資金だけが近代化の金であ
るかといひと、これは島口さん自身が
おわかりだと思ひますが、近代化は
何も近代化資金だけでやつてい
るわけじゃございません。まあ銀行か
ら普通の金利で金を借りて近代化を
している場合もあるわけでありま
す。ただ金利が高いといひと近代化が有効に
できない、あるいはまた企業に負担が
かかるといひところに問題があるわけ
でありますから、近代化資金のワクを

ふやすという事は、これはわれわれとしては当然努力をいたさなければなりません。近代化自体ということになれば、これは金利の高い一般金融のものを使って近代化をやる場合もあり得るかと思ふのであります。したがって四兆円の設備投資をやるというのが、どの部分が中小企業の近代化に割り振られておるかという事は、これはやはり調査をしてみなければわかりません。私いまでは頭の中にはございませぬけれども、かなりやはり行なわれたいとおもいます。しかしいずれにしても立ちおくれおることだけはこれは明瞭でございますから、先生の言われるような趣旨に基づいてわれわれとしては大いに努力をいたさなければならぬと考へておるわけでございます。

○島口委員 いま大臣が言うように設備近代化資金と銘打つたものだけが近代化資金ではない。私もそれは承知しておりますから、三公庫のほうの状況はどうなっておるかということを重ねてお尋ねしたわけなんです。ただ、少なくとも私は中小企業の近代化なり合理化に熱意を持つとするならば、何年間ぐらいで近代化が完了するのだというふうな青写真なり見通しを持つておらなさいやないか。そうでなければ、口先だけでは零細企業に協力をする、政府も力を入れておると言うけれども、ことばの魔術であつて實際が伴つておらぬ、こう考へるわけなんです。そういう点はどうなんですか。

○福田(一)国務大臣 私は今後も相当程度の設備投資が行なわれると思ふのであります。したがつて今後行なわれる分については、いままでとは違つて相当量の金が近代化の方向に向けられてくるものである、私はそういうふうな考へております。現に大企業の下請企業等におきましても、組合その他をつくつて金を借りるというふうなやり方もしておりますし、また大企業をほうでそういうふうな援助もしておつたりするところもございませぬ。そういうわけでありませぬから、今後は相当程度この中小企業に対する近代化設備が行なわれていくものと考へておるわけでございますが、しかしながらいまのところ、これが三年以内に完成するか四年のうちにできるかということになりますと、いま私ここで言明を申し上げるだけの資料を持つておりませぬ。しかし希望を言へ、目安を言へ、こういふことであれば、私は少なくとも三年ぐらいの間に相当程度の中

○島口委員 この問題はこれ以上やつても結論が出ないと思ひますから、ただ結論だけ申し上げたいと思ひます。社会党、自民党の政策の相違でありましてどうにもならぬ、こう考へております。抽象的に原則的にもう三年くらゐで完了したい、こういふのであるならば、やはり青写真なり裏づけをするものがなければわれわれとしては了承できない。したがつて、ほんとうに大臣が三年以内に完了したいというならば、その線に従ひました計画をつくつてもらひたい、われわれの手元まで押見さしてもらひたい、こう思ひますが、よろしゅうございませぬか。

○福田(一)国務大臣 先ほどもお断わりを申し上げたのですが、これはあなただのほうとわれわれのほうとの考へ方の相違が一つはあるわけでありませぬ。私が申し上げたのは、そういうことを希望する、しつてこれを言へとおつしやれば、さういふことを申し上げたいと思ふ、こう言つたわけでありませぬ。希望をする、こういふことを申し上げたいわけでありませぬ。三年間に計画をつくつてこつていくのだということではございませぬ。まあ希望という意味からいへば、もつと早いほうがいいじゃないかというところもあり得るのですが、私は、なかなかさう簡単にはいられないと思ひますので、まあできるだけ早くこれを實現するよう努力する。どうしても、何か希望もないのか、何も考へないのかとこう言われれば、希望としてはそれぐらいのうちに相当程度完成したい、こういふ気持ちで申し上げておるわけでございます。ですから、御了承を賜りたいと思ひます。

○島口委員 それでは、希望や夢を相手にして議論をしてもしょうがないから、これはこの辺でやめませぬ。それから三公庫の償還期間の問題ですが、他国におきましては、零細企業、中小企業は返済能力が足りない、あるいは商売をいたしましても、一割か二割三分よりも利益配当をしておらぬという面から、十五年間の償還期間で貸し付けをしておる。ところが、日本におきましては五年間、特定産業というふうな別個のものだけが七年間、こうなつておる。さういふいたしますと、少なくとも日本の零細企業なり中小企業というものは、生産をいたしましてその後に残る純益と称するものは、年一割程度あつ

たらしいほうじゃないか、こう私は考へております。さういふいたしますと、五年間の償還でありませぬば年二割の償還、これに利息やその他の雑費を入れますと、年間三割の純益がなければ償還できないという必然性が出てくる。さういふ面から、大臣といたしましては、零細企業、中小企業の利益と称するものを、年間どの程度が適正の利潤であると認めておるか。さういふ面から考へまして、償還の期間というものを少なくとも十年間ぐらいに延長する考へがないかどうかをお尋ねしたいと思ひます。

○福田(一)国務大臣 それは非常に適切な御質問でございます。事實当たつてみますと、五年間ぐらいではなかなか償還ができないというのが実相でございます。いまあなたのおつしやるように、適正利潤を言へとおつしやいまして、これは私としてもちよつとお答へいたしかねますが、たとへば一割としてみたところでもまあ十年かかると、さういふことに相なるわけでありませぬ。だから、さういふ意味からいへば十年が適当ではないかという理屈も成り立つわけでありませぬが、ただ實際問題といたしましては、五年なりにいたしておきましても、ある程度までくるともう一べん借りがかえをするというふうな形で、現在のところは、あるいはまた別途の方向で、よそから金を借りてくるというふうなことをしたりしてつなぎをしておるようでありませぬ。これは必ずしもいいことではないが、私は思つております。できるだけ長くしたいと思ひます。いままで三年でございましては、まあさうやう今度五年にしたわけですが、五年にしたからといつていはれる筋合ひではな

いのでありまして、これはもつと延ばすように今後も大いに努力いたしたいと考へております。

○島口委員 いまの三年のものを五年にしたというのは、何か勘違いをしておるのじゃないですか。流動資金のほうは確かにさういふことになつておるけれども、設備資金は最初から五年になつておると思つておりますが、どうなんですか。

○中野政府委員 いま大臣のおつしやつたのは、中小企業の高度化資金のほうで、これで土地の取得については無利子の貸し付けをしておりますので、これが三年でありまして、期間が非常に短いという声があつたので五年にしたということでありませぬ。

○島口委員 私がいまの問題で質問しておるのは、三公庫の償還期間を言つておるのであつて、その中に近代化資金の制度を持つてきて答弁するとはどうなんですか。

○福田(一)国務大臣 それは私の間違ひでございます。申しわけありませぬ。

○島口委員 さういふ面から、私は、中小企業の営業状況から見ても十年間が妥当である、こう考へております。さういふ面から申し上げまして、ただいまの大臣の答弁にいたしまして、十年間は確かに適当である、さういふ答弁にお聞きいたしたのでありますけれども、もし適当だとするならば、十年に延長する考へがないかどうかであります。

○福田(一)国務大臣 考へはあるのでございませぬが、なかなか予算その他の問題のときにはそのとおりにいかないわけでございます。

○島口委員 最初の答弁の中にもあるとおり、償還期日がいりまして金が必要ならば、他の金融機関から借りて返済している。いわゆる市中金融機関ならよろしいけれども、往々にして、どうしても支払いができない、償還がでないとなつてきますと、町のやみ金融から借りてきている。ここに中小企業庁長官もおられますけれども、中小企業金融公庫にしても、商工中金にしても、国民金融公庫にしても、その返済期日からおかれますと、次回は、あなたは返済の誠意がないからと称して、非常にたたかれる。再び融資をしても返さない。そういう面から、無理をしても返済しているのが現実の姿なんです。特に他の市中銀行から融資を受ける能力のないものは、やみ金融に行きますと月六分や月九分で貸し付けをしておる。そういうやみ金融、いわゆる町の金融に足入れをいたしますと、直ちに破産、倒産に直結しておるといふのが、ただいまの状況だと思ふ。最近において破産、倒産の多いのもそのですよ。大メーカーにおいては二百六十日であるとか、あるいは三百日というような長期の手形をもちると、帳じりの面におきましては赤字であるけれども、現金操作が困りまして、町の金融から借りて、それが破産、倒産の姿になつていく。そういう面から考えると、三公庫から融資をいたしまして零細企業なり中小企業を救済するとして御意思はよいけれども、結果は必ずしもそのとおり生かされていかない。こういう面から考えますと、ひとつ福田通産大臣が在任中におきまして、英断で十年ということに踏み切る意思がないかどうかをもう一度お尋ねいたします。

○福田(一)國務大臣 努力をいたしたいと思ひます。

○島口委員 それではこの問題はこれでおあずけいたしまして、最後に、いまの金融制度を見ておきますと、町の金融の金を借りましては破産、倒産するといふことで、利息制限法という法律があるわけですね。これによりまして、十万未満の場合は年二割、それから十万から百万の場合は一割八分、百万以上の場合は一割五分、この規定されておるわけです。この面はよろしいと思ふのです。ところが、ただし本人が承諾をいたしまして支払いをした場合はこの限りにあらず、こういうことになつておる。これだったら利息制限法といふものはさる法でありまして、さつぱり効果がないじゃないか、こう思ひますが、どうでしょう。

○高橋(後)政府委員 利息制限法は、一方に金利の最高限度日歩三十銭といふ、これは三十銭をこえては絶対にいけないといふ法律がありますが、それと違ひまして、民事上の貸借契約において、ある一定割合以上を契約しても払わなくてもいい、つまり裁判上無効である。しかし本人同士が、たとえば百万以上の金の貸借の契約を結びました、それで二割という契約があつた、そういう場合でも絶対にいけないといふてしまふかどうか、非常に急場のためには、やむを得ず年にいたしまして二割、これがたとえば一月でございませう、急場をしのぐためにそういう高利の契約を結んだ、そのことが絶対いけないといふ考えをとりますと、どうもかえつて円滑を欠く面があるんじゃないか。だからもし本人が私

いたくなければ、二割という契約を結んでも一割五分以上は無効である。しかし、本人同士が払うといふことを承諾して、それを実行した以上は、返還請求権はない。これは私は、民間のいろいろなそういう高利にたよらざるを得ないような場合において、その実情を考えた上でつくられた法律であると思ひます。しかし、日歩三十銭以上となると、これは絶対的にいけない、こういうふうな制限をしておるわけでありませう。

○島口委員 なるべく大臣から聞きたい。それであなたにもっと専門的に深く聞きたいのです。いま大臣は時間がなくて帰るそうだから、大臣に聞きたい。

それで、いまもおっしゃるとおりなんです。そうして出資の受入の法律によりましては日歩三十銭まで見ておる。日歩三十銭まで見て、一方におきましては、年二割より多くはならない、債務者が承認した場合も、それとそれ以上とつてもよろしい。そうなりますと、勢い最後の、日歩三十銭が最高だといふことになつてくる。日歩三十銭となると、月九分ですよ。年に元金の倍になりますよ。年間通して元金の倍になるような金を借りて、一中小企業や零細企業が商売をやつていけるのかどうか、やつていけると考へてこういう法律をつくつておるのかどうかといふことをお尋ねしたい。

○福田(一)國務大臣 金融の問題は、実は御案内のように、あなたは専門家でいられますが、私のほうは全くのしるうとでございませうから、お答えをしてもあるいは間違ひがあるかもしれませぬ。また金融問題につきましては、

政府ではやはり大蔵大臣といふものがあるのではありませんから、そういう問題についての責任ある答弁は大蔵大臣からすべきが順当かと思ひます。しかし、いまそういうことは別といたしまして、私としてお答えできることは、日歩三十銭などという高利を借りてやつて、中小企業がうまくいくとはこれはどうしても考えられませぬ。ただ、町でもつて行なわれておる日歩三十銭とか二十銭とかいうような金融を使つておるのは、ちよつと十日ほど借りてどつかから品物を安く買つてくる、それから十日ほどすると、すぐそれが現金になるといふような場合に、それでも利益が上がり得る、そうしてそういうことが行なわれておるといふ事実は私も知つております。しかし、恒久的に長い年月仕事をしていくといふような場合に、三十銭なんといふ日歩を使つたのでは、どんなにもうけたつてとつてもうまくいくもではない、かように思つております。

市中銀行から安い金利で借りておる、そうして八倍から九倍で貸し付けておるのが実情であります。こういう町の金融者は、いわゆる中間搾取と申しますか、ぼろいもうけをしまして、資産をつくりまして、その資産を銀行に担保に入れて金を借りてくる。安い金利で借りて高い暴利をむさぼつておるといふのがただいまの状況であると思ひます。そういう面から考えますと、そういう年を通して二回か三回、手形を落とす場合とか、あるいは安いものの仕入れができるという場合は、それこそ零細企業、中小企業に対して政府がやらなければならぬ金融じゃないか、そう考えますがどうでしょう。

○高橋(後)政府委員 これは金融全般の問題と関連いたしますので、私からお答えいたします。

○島口委員 大臣のおっしゃるとおり、一年を通して二回なり三回なり、手形を落とす場合とか、あるいはどうしてでもそれだけは現金で買いたい、買った場合は、それ以上安く仕入れがでるというふうな場合だけならおそれる破産、倒産につながらないと思ふのです。ところが、そういう高い金利で借りなければならぬといふ人は、期日までに他のほうから融資を受けることができない方なんです。その実例といつたしましては、町の金融と称するものに動いておられます金融額は、ただいまでは五千から六千、あるいは多ければ七千もあるんじゃないか。その商売をやつておる実情を考えますと、

金利の問題と、それからそういう高金利にたよつて経営する問題と、二つに分かれております。まず、利子決定の要因といふものは非常にむずかしい問題であります。明治時代の非常にたくさん銀行のあつたようなときから現在まで、非常に産業界も高度化してきておる、非常に近代化するにつれて、利子決定要因といふものは企業利潤を基準として定められる。つまり企業が普通に経営をいたしまして生み出すところの利潤の範囲内で金利を払ふ。ただし、先ほどの御質問もございませう、全額を借り入れにたよつて設備をするといふふうなこと、これは日

本ではままだありますけれども、これはあまり正常とは申せません。やはり自分である程度資金を持つておる、資産を持つておる、そういう者が金融を受け得る資格があるのであつて、無一文の者は政府資金を借りられるというとはあり得ないわけでありませう。ですからある程度の自己資金がある——外国では自己資金の割合のほうがはるかに高くて、設備投資を借入れにたよつておるものはないというのが常態です。日本の場合には、それではいけない。戦後の状態においては成長が急速であつたために借入れにたよるということになつておるが、正常な金利水準というものは利潤率の範囲内できめられるものでございませう。ただ遺憾ながら、まあいかなる時代においてもそうございませうが、前近代的な利子決定要因というものは別でございませう。一般的に徳川時代から高利貸しというものはあつたわけでありませう。その当時においては、さむらいはわれわれのようなサラリーマンであつたと思ひますが、その月越しの金が足らないとか、病氣のためにどうしても金が必要である。そういうことから無理な借金もしなければならぬ。こういう場合には金利は際限もなくはね上がるものであります。つまり利潤というものがから割り出すものではない。それが高利貸し存在の理由である。こういうものがなぜあるのか。すべて高利貸しのようなものを一切なくしてしまふという事は、金融的には理想国家でございませうが、そのようなことは望めな

また世の中の資金需要が非常に鎮静化したしまして、金融機関が金があつてしまふが、こういうふうな状態がくれば、そういう高利貸しの存在は非常に狭められる。狭められると言ふのは、全くなくなるといふことではないんじやないか。ですから一般的な中小企業の経営と結びつけて、三十銭といふふうな高利貸はべらぼうじやないかとおつしやいませう。これはそういうふうな直接結びつかない。しかし、たまたまそういう高い金利でも借りる人が非常に多いというふうな状態から、たまたま企業が経営に行き詰まつて一時的なしのぎのために高利貸しにたよるといふ事態が生じます。これは、つまり名の知れた会社の手形を高利貸しに割つてもらうという事例は私どもも承知しております。その場合における金利は十銭とか二十銭とかいふふうな金利であることも知つております。しかしこれは、金融全体として需要が常に供給を上回つておるような状態においてはやむを得ない。その需要に全部応ずるような資金をつけたら、日本のインフレはとんでもないことになつておる。こういうことから資金の供給総量というものはおのずからあるわけでございます。そういう状態を考えますと、高利貸しの跳梁を許さないようにするために、やはり資金需要全体が鎮静するような政策をとつていくことが必要ではないかと考えております。

○福田(一)国務大臣 これは、私は中小企業の立場から、いまあなたが質問されておる気持を察してお答えをしてみたいと思ひます。国民金融公庫というのはいわゆる零細企業に対して金を貸しておりますが、実際にはい

ゆる零細企業というものは金が借りられない。借りられればよくいく場合であつても借りられない場合がかなりあると思ひます。こういう問題に対する金融をどう処理していくかという事は、今後の中小企業、特に零細企業に対する対策としては、私は考えておるべきものではないかと思つております。

○二階堂委員長 島口君に申し上げますが、通産大臣は約束の時間がもうだいぶ過ぎておりますので、できましたらひととつ……

○島口委員 それではもう一問だけ、いまのこまかいことは高橋銀行局長にお尋ねいたしますけれども、大臣の持つておる政治感覚、政治観念から見ますと、ただいまの日歩三十銭という高利貸とつていいという法律があつてよろしいと思ふかどうか、それだけをお尋ねしたいと思ひます。

ましては、むしろ保証協会の手形割引の問題やら、あるいは制度で五十万、百万というものを簡単に借りられる制度のほうがよろしいのではないか。いまの時代に月九分というふうな、あるいはそれ以上の——東京には十・一ということがあるのでして、十日に一割だから十・一だという話も聞いておられますが、実際零細企業あるいは中小企業は、だれもそういう高い金利を借りたい者はない。やむを得ずして血の出る思いで借りているのです。その金の返済期日がきますと、金を出すところがなから、また他のほうのやみ金融から借りてくる。やみ金融のたらい回しが今日の破産、倒産の一番大きな要因だと私は考えている。局長は金を借りたこともない、やみ金融も借りたことがない、中小企業の実態というものがあるから、そういう議論をすると思えますけれども、七千億、六千億というふうな大きな金が動いているというのには、そういう特定の条件、特定の人に限定された融資ではなくて、おそらくは国民の零細企業の倒産は、やみ金融から金を借り、それによってたたかた破産、倒産しておるのがほとんどこの姿だと思えます。その認識のしかたの問題、客観情勢の把握のしかたの問題だと思いたすけれども、その点はどうかですか。

○高橋(後)政府委員 これは先ほど申しましたが、資金の需要と供給とが合わないというのが根本の問題です。ですから、わかりやすく申し上げますれば、いま高利貸しが、これはおそらく自分の財産からだと思いますが、自分の資金を使って非常に高い利子で手形を割り引いたりしている。そういう行為が

かりに一切禁止されて、この金も全部も全部金融機関に預金となっていくのでもしたら、いま高利貸しから借りているものは民間金融機関から借り入れができるのでしよう。しかし、そういうことは言ってみても、統制経済の非常にきびしい国なら別ですが、なかなかそこまで踏み切れないところでは無理なことである。では金融機関の金は何か主体かといえ、言うまでもなく預金なんです。預金の範囲内で貸し出しをする。これは金融機関の普通のあり方です。ところが日本は、いろいろな原因がございまして、預金だけでは足りないんで、日本銀行からも一兆円以上の貸し出しを銀行に対して行なっている。つまり預金で足りない分を日本銀行の貸し出しが補っているというふうな状態です。しかし、それでもなおかつ資金の需要——その需要の中には産業的な意味でも、あるいは経済的な動機からくるものもありますが、それ以外の動機のものもあると私は申し上げておるのですが、大部分のものは、おそらく銀行だけとらえても十数兆の貸し出しがあるわけがございまして、それだけ普通のものに相当程度は金融機関から借りられるという状態になる。しかし、それだけで全部一〇〇%の需要を充たすことができない。その需要をもしやすやすとどんな場合でも貸し出す、どんな場合でも割引をするというふうなことにいたしますならば、日本銀行の貸し出しはこれ以上何千億も膨張しなければならぬ。それはもう言うまでもなくインフレということになりますから、日本銀行の供給量というものは相当やかましい制限があるんだと考えてもらわなければならぬ。

それです。それから、それからあふれ出たものがどうしても高利のものにたよらざるを得ないのが現状であります。それを全部救済するということは、結局も日本銀行をして相当ゆるい貸し出しをする、インフレをやらされるというふうなことになる。全体の資金供給量におのずから限度があります以上、やむを得ないことじゃないかと思えます。

○島口委員 では、局長の見解としては、インフレが起きるからそれまで金を出してやらない、いわゆる日本経済のためにやみ金融があつて、中小企業、零細企業が破産、倒産してもやむを得ないんだ、こういう見解ですか。この点が一点。

それから、しからはなせ一般国民の持っている金が銀行の預金にならないで、やみ金融の資金になるか、こう申し上げますと、私がたまたま申し上げましたように、日歩三十銭というふうな高利の働き場があるから、こちらに流れまして銀行預金にならない。そういう暴利をとれるような制度がなければ、国民大衆が銀行の窓口で預金にいくと思つておるのです。そういういたしますと、あえて紙幣を増発しなくてもよろしい。インフレが出てくる可能性も少ないと思つておる。その点はどうかですか。

○高橋(後)政府委員 要するに御質問の趣旨は、高利貸し制度を禁止しようということになるわけがございまして、高利貸しと同様に、また月の利殖として何分かをいたしておる質屋のようなものもございまして、質屋の金利も普通の私営のものでは、これもかなり高い金利になると思つておる。年に何割になるというふうなのが普通かと思つておる。そういう高利の貸し付けの運用

ができるような制度を一切なくしてしまえというふうな聞き取れるわけがございまして、これは非常に軽々しく私どもが、それはけつこうであるというふうにお答えできない問題でございまして、私といたしましては、個人的な見解でございまして、いまあまりにこれに對してきびしい統制的な手段に訴えるということとは考えものではないか、しかしながら、三十銭というふうなものの高さについて、これは問題があることは確かでございます。三十銭でなく、もう少し安い限度にしたらどうであらうかという御意見としては、私は十分考えていいと思つておる。しかし何しろ一流会社の手形でさえ、場合によって十銭あるいは二十銭とられるような実情でございまして、問題は中小企業とおっしゃいます、いま何千億あるか、それは私もつかめません。三千億とも四千億ともいわれ、あるいはそれ以上という人もありますが、そういう高利資金、これから融資を受けておるものは、例外はあるかもしれませんが、一般的に申しますと、信用度のきわめて薄いものであるということになります。普通の信用度の高いものの中にも、十兆兆の金融機関の貸し出しの中にちやんと入つておるはずが、そこへ行つても断られておる。あるいは融資量が多量にも大きくなって入らないというところもありまして、とにかく信用度の点からいへば、つまり経営という点からいへば、あまりよくいってないものが、そういうふうな資金にたよらざるを得ない。最近ときどき名の知れた会社で倒産等に至るものがございまして、やはり最後に累積赤字で信用度が薄れ、そしてやむを得

ず高利にたよる、たよつた結果が雪だるまのようにたよつて結局倒産に至る、こういうふうなことでございまして、経営が黒字経営である場合にはあまりそういう例はないのじゃないか、そういうふうな考えを述べます。

○板川委員 関連して、あなたの議論を聞いてみると、三十銭でも一時しのごとしてそれで助かる者も場合によつてはあるんじゃないか、だからそういうことを考えると、そういう高利貸し制度も一がいにこれを禁止することはできない、したがって三十銭でもやむを得ないというふうな聞こえののです。私はそのような考え方は通らないと思つておる。それはなぜかと言つて、いまのあなたの議論を今度歩積み、両建ての議論に置きかえてみたらいいと思つておる。歩積み、両建て、なるほど歩積みしても、両建てでたくさん取られても、それで借りられていけば中小企業の助かる者があるんじゃないか、またそれで助かるからこそ歩積み、両建てでもけつこうですと、借りるのじゃないですか、こういう議論になるのじゃないですか、あなたの議論をこの歩積み、両建てにあつてはめた場合、ところが歩積み、両建てを、これはいかぬという方針を大蔵省でもとつておるのでしよう。それで公正取引委員会でも、近く準備のでき次第に歩積み、両建てを特殊指定にしよう、こういう方針をきめられておるようございまして、池田首相もそれを承して、近くそういう方向にならうということもわれわれは聞いておるのだけれども、ではこの歩積み、両建てを特殊指定にして、なぜこれを禁止するか。その法的

な概念というのとは何か。それは、その経済的な優越した地位を乱用して、そうして不当な取引を押しつけるという観点をなくそうというたてまえから、歩積み、両建てを特殊指定にしようという思想が生まれておるのですね。この日歩三十銭でなるほど助かる人もあるかもしれませんが、しかしその議論を言え、歩積み、両建てを禁止する理論はない。だから私は、これは三十銭でも貸していくという事は、経済的に優越した地位を利用して不当な取引を引き押しつけるという、いま言った独禁法のそれに違反する、そういうたてまえに立っておるのだと思ひます。だから大蔵省が歩積み、両建てはいかぬと言ひながら、日歩三十銭はやむを得ないんだというの、思想的に相反したものでないか。だから私は先ほどから聞いておつて、三十銭はやはり社会的に見てあまり経済力の乱用に過ぎる。将来これを二十五銭、二十銭、十五銭というふうに、金を持っておるものが乱用しないような方向に法的に規制していくことが望ましい、いろいろ考え方ぐらひはとるべきじゃないかと思ひます。それを、銀行局長の話聞いてみると、三十銭でも助かる人があるじゃないか。どうしてもやむを得ない場合にはそれで一時倒産をまぬがれる。まぬがれたつて、やがてそれが雪だるまみたいになつて倒産する人もあるのです。だから、借りるほうが三十銭でけつこうだというんじゃないのですから、この三十銭という限度はだんだん引き下げていくべきだ。これが金利行政をつかさどつておる大蔵省の思想でなくちゃいけない。もしそうであれば、これは独禁法のたてまえから、これもまた特殊

指定的な扱いをせざるを得ないんじゃないか、そういう思想が生まれる、こう思ひます。この点についての見解を承りたい。

○高橋(後)政府委員 私決して、いわゆる高利の金を貸している人たちの弁護をする気持ちは毛頭ありません。確かにそういうものを認めているからこそ正常な金融資金がこれに乗つてこない。金融機関の預金になつてこないという事はわかります。また、できるならば、こういった非常に、言つてみれば封建的な金利でございます。前近代的な金利体系はできるだけなくしていきたいという気持ちにおいて変わりはありませんが、いまの日本の事情からいって、にわかにならぬに引き下げるというよりなことを申し上げるのには、もつと慎重を期さなければならぬというのを申し上げておるだけで、たゞいまのお話のように、もつと金融全体を段階的に引き下げるような考え方はどうしても必要であるというふうに思ひます。

○島口委員 局長はたゞいま私の質問に對しまして金融政策上全体の構成の面から、あることもやむを得ないじゃないか、こういう答弁をしたわけですよ。そこで私が、金融政策の面からいって三十銭というよりな法外な利息を取ることが、銀行の預金のルートに國民から乗つてこないことになると思ひます。たゞけれども、それに対しては答弁はななくて、要はやみ金融をどうするかという問題だと考へるといふ答弁をいたしましたけれども、私といたしましては、日本の金融政策の面から考へて、これをなくすべきだ、こういう考へな

のです。単に一つの現象だけの問題ではない。もちろんやみ金融のために多くの犠牲者が出て、破産、倒産があるけれども、その方々の救済も大事だが、日本の金融政策の面からいっても、あり得べからざることである、こう考へておるのであります。さらに、たゞいま局長の答弁を聞いておりますと、質屋の制度がある、こう言つておられますが、しからば質屋の金利と稱するのは幾らになつておるか、お答へ願ひたい。

○高橋(後)政府委員 これは画一的ではないと思ひますが、質屋の金利というのは非常に安いものでも月の利息にして三分とか四分、五分、普通ですと五分程度のものが多いいじゃないかと思ひますが、私も実を申し上げますと質屋の金利は、いまここに資料を持つておるわけではございませんが、大体四分から六分程度のものが多いいのではないかと思ひます。

○島口委員 質屋の利息は、局長同様私もさう理解しておるのであります。質屋でさへも、あの零細な貸し付けをいたしまして、高いところは五分、六分、安いところはおそろく三分だと考へておるが、そういうしますと、日歩三十銭の計算でいきますと月九分なのであります。その九分は法外だ、少なくとも悪法じゃないか。悪法だといふ考へがあつたら漸進的に改革をするなり、あるいは利息制限法という法律があるから、それで利息制限いたしましたると、二つの法律がなくていいじゃないか、こういう考へなのです。こういう点はどうですか。

○高橋(後)政府委員 三十銭という金利が確かに普通の企業利潤から支払

得るものでないことは十分わかります。私どももさう考へております。だからこれを引き下げることに ついては、先ほど私もさういふ努力が必要であると申し上げましたが、何といいますか、金融機関だけが金を貸すことができて、民間の普通の個人個人の間に金の貸借ができないんだということはできない。それはむずかしいわけですよ。ある特定の人が特定の金から金を借りるという事は、もういつの時代にもあり得るわけでありす。それらの中に業として金を貸す——たゞしこれは自分の金である。人から金を預かつて貸すことは禁止されておりますが、自分の金を貸し付けるといふ行為は二応法律上許されておるわけでありす。それらの連中に対して三十銭とさめたのは、最近ではありませぬけれども、私はやはり取り締まりといひますか、法律が実行上守られないような法律にするのはどうかという配慮があるんじゃないか。立法當時のことは私わかりませんが、非常にきびしい制限を置きました、それ以上はいかぬといひまして、実際上はやみでみなもぐられてしまふ、ざる法になつてしまふといふのは、いかにも法律の權威を失するじゃないか。高利貸しという面売、貸し金業者というものは警察の取り締まり対象になつておるわけでありす。大蔵省が監督しておるんじゃないか。金利そのものについては関係してありますが、金利の最高限度三十銭に私どもが関係してないとは申しませんが、取り締まりとしては警察なのであります。その警察が取り締まる場合に、どれもこれも違反だらけだといふことであれば、やはり法律の權

威が失われるといふところから、望ましくないけれども、ある程度実情を考へて三十銭というよりな限度が設けられたんじゃないかと思ひます。そういう金利がいいものだといいことじや決してないと思ひます。法律の權威という点が重視されているんじゃないかと私は思ひます。

○島口委員 あなた金利の高いところは質屋にもあり得ると言ひけれども、たゞいま日歩三十銭は質屋の金利よりもはるかに高い、こういう点はどうなんだといふことを聞いておる。この答弁がない。

○高橋(後)政府委員 質屋の金利については、私は実際に行なわれている金利はその程度ではないかと申し上げた。この三十銭というの最高限度なのです。ですから、町の貸し金業者が貸し出しを行なつておる、貸し付けを行なつておる、その金利がすべて三十銭というふうには私ども見ておりませぬ。最高限度が三十銭だ、その最高限度をきめる場合に、やや標準でないところを選んだのではないかと申し上げておるのであります。

○島口委員 守られない憂いがあるから最高限度として三十銭をきめたものではないか、こういうよりな答弁です、少なくとも経済的な通念から、社会正義という観念から考へて、三十銭というものが社会正義に反すると考へられるか、それもやむを得ないといふよりな考へ方がよいのか、社会通念上よろしくない、こう考へたならば、それを改めて直していくところに政治的使命があるのじゃないか、あなた方のやらなければならぬことがあるので

○高橋(後)政府委員 三十銭という金利が確かに普通の企業利潤から支払

得るものでないことは十分わかります。私どももさう考へております。だからこれを引き下げることに ついては、先ほど私もさういふ努力が必要であると申し上げましたが、何といいますか、金融機関だけが金を貸すことができて、民間の普通の個人個人の間に金の貸借ができないんだということはできない。それはむずかしいわけですよ。ある特定の人が特定の金から金を借りるという事は、もういつの時代にもあり得るわけでありす。それらの中に業として金を貸す——たゞしこれは自分の金である。人から金を預かつて貸すことは禁止されておりますが、自分の金を貸し付けるといふ行為は二応法律上許されておるわけでありす。それらの連中に対して三十銭とさめたのは、最近ではありませぬけれども、私はやはり取り締まりといひますか、法律が実行上守られないような法律にするのはどうかという配慮があるんじゃないか。立法當時のことは私わかりませんが、非常にきびしい制限を置きました、それ以上はいかぬといひまして、実際上はやみでみなもぐられてしまふ、ざる法になつてしまふといふのは、いかにも法律の權威を失するじゃないか。高利貸しという面売、貸し金業者というものは警察の取り締まり対象になつておるわけでありす。大蔵省が監督しておるんじゃないか。金利そのものについては関係してありますが、金利の最高限度三十銭に私どもが関係してないとは申しませんが、取り締まりとしては警察なのであります。その警察が取り締まる場合に、どれもこれも違反だらけだといふことであれば、やはり法律の權

威が失われるといふところから、望ましくないけれども、ある程度実情を考へて三十銭というよりな限度が設けられたんじゃないかと思ひます。そういう金利がいいものだといいことじや決してないと思ひます。法律の權威という点が重視されているんじゃないかと私は思ひます。

○島口委員 あなた金利の高いところは質屋にもあり得ると言ひけれども、たゞいま日歩三十銭は質屋の金利よりもはるかに高い、こういう点はどうなんだといふことを聞いておる。この答弁がない。

○高橋(後)政府委員 質屋の金利については、私は実際に行なわれている金利はその程度ではないかと申し上げた。この三十銭というの最高限度なのです。ですから、町の貸し金業者が貸し出しを行なつておる、貸し付けを行なつておる、その金利がすべて三十銭というふうには私ども見ておりませぬ。最高限度が三十銭だ、その最高限度をきめる場合に、やや標準でないところを選んだのではないかと申し上げておるのであります。

一つの展望を与える、ビジョンを与えるというより、そういうことでなければならぬと私は思います。政務次官並びに中小企業庁長官の重ねてのお答えを願いたいと思います。

○田中(衆)政府委員 私、農家経営と中小企業経営とは本質的に違う点があるかと思っております。中小企業経営におきましては、そのときの経済状況が非常に鋭敏に反映をいたしまして、したがって中小企業の所得が急激に減少するという場合もございます。そのほかの経済現象によっても非常に影響を受けやすいのであります。農家経営につきましては、天災地変以外におきましては、非常な大きな変動のない限りにおきましては農家所得というものが、多少の変動はありましても、大体において安定線を確保されております。そういう点におきまして、中小企業経営というものが農家経営とは非常に本質的に違う点があるんじゃないかと思っております。これらで通産省におきましても、零細企業につきましても、いまお説のように経営改善普及員を増員いたしました。このレベルアップをしまして、優秀なる経営改善普及員を配置いたしました。個別に懇切丁寧な中小企業の経営を合理化して、いろいろ点について指導したり、ある程度、金額におきましてはまことに微少であったかもしませんが、中小企業、ことに零細企業に対する減税につきましては、いろいろ施策を講じてまいりましたのでございます。しかしながら、この二百四十五万の零細企業に対する施策としましては、政府としまして、もう少し何か具体的に真剣にひとつ施策を講ずる必要を私ども

も痛切に感じているわけでございます。さような点につきましてまたいろいろ御意見を拝聴し、また中小企業審議会におきましても、おそらく本年の議題の中心としましては、この零細企業をいかにして育成するかという点に重点的に論議が集中されるものと考えております。こうした点を十分に考慮のうちに入れまして、今後さらに施策を十分に生み出していき、かように考えている次第でございます。

○中村(重)委員 零細企業対策について、何かあなたのほうで立法化するための研究をしておられることがあります。実は基本法の審議の際に、だいた議論になったわけですが、百本くらい準備して、実は基本法と同時に出したかったのだけれども、出せなかつた。いまいろいろと具体策を練っているんだから、できるだけ早く提案をしたいという答弁をしておられる。前任者の時代でありますし、長官としてもいろいろ答弁してくいであります。ところが、しかしちゃんと事務当局が知られて研究は続けられておられるわけでありまして、そういう点をひとつこの際明らかにしておいてもらいた

い。○中野政府委員 いま前任者の時代に――前任者というより基本法を通す際に、基本法に基づく関連法規をどの程度まで今後考えていかなければならぬかという点につきましては、あらためて御指摘の点を実は私も調査をいたしまして、研究を進めてまいりたいと思っております。小規模企業につきましては、先ほど御指摘がありましたような経営改善普及員の予算を非常にふやす、これによって小規模企業の経営

の、特に税制面あるいは金融面等のお世話をもう少し親切にしてあげることが基本じゃないかということ。これは十四億円の予算を計上いたしております。

それから、金融面としては何と云っても国民金融公庫の金をふやすことが、結局零細企業に金がつかなくて、必要な金が行き渡っていき、一番手つとり早い方法でございます。その金の相当増額をする。それからその次の段階としては、やはり市中の金融機関からそういう零細企業の人にも借りられるようにするというために、いわゆる保証制度の拡充、特に小口保証保険というものを拡充していただく。この元金をふやす。同時にまた、現在はい小口保証保険は二十万円でございまして、あまりに低過ぎるというところで、三十万円にしようというように改正を、今度の国会でこれはすでに御審議願って、衆議院は通っておりますが、そういうことを考えております。

なお、税制面につきまして非常にわれわれが努力をいたしましたのは、家族専従者控除、これを十二万五千円を十五万円にあげたということ、われわれとしてはもっと大幅な引き上げを考えた。実際の家族専従者の給与、実際に取得しております給与というのにも見合ったものは全額控除すべきであるという主張をわれわれはしたのであります。結局いろいろ関係で、税制調査会におきまして特別に十五万円という制度を初めて認めてもらつた、こういうようなことをやっております。

そういうことで、まだ非常に不十分とは思いますが、今後も研究を続けていかなければならぬ。まだこれは具体的に研究はいたしておりますが、いろいろ中小企業界から要望のございします点を申し上げます。そういう小規模企業、零細企業に対して、いわゆる無担保あるいは場合によっては無保証――無保証となると金融ベースの問題になるかどうか、なかなかむずかしい議論が起ると思いますが、国民金融公庫の金にしても、保証協会の保証等の問題にしましても、もう少し簡易な手続で容易に零細企業が金が借りられるような制度をぜひ考えてくれという要望が出ておりますので、この点については研究を続けたいと思

います。○中村(重)委員 この点にもっと深く入っていただきたいのですが、時間の関係がありますので、いずれまた適当な機会にお尋ねすることにいたしますが、いまあなたの答弁されたようなことを、いつも答弁するのでしょうか。ところが、少しも前進がないのです。これではいけない。あなたのほうも白書を出されるときに、何か胸に感じるものがあったらどうかと思う、このままどうなるのだからと。いわゆる停滞をしておるわけですか。このままでは放置できないということをお考えになっていらっしゃるのと思ふ。全く零細企業というものは、私はお先まっくらだと思つてます。サービス業なんかのことについても、小資本でやれる、たとえば美容、理容その他いろいろあるのですけれども、小資本ですから、働いていても給料は安いのです。ですから、どうしても自分で店舗をかまえずとす

る。それで過当競争になつてどうにもならぬという状態にあるということ。あなたのほうの白書の中にも、零細企業というものは非常に廃業がある、そしてまた新規開業というのがある、そういう非常に移動があるのだけれども、いつも二百四、五十万の数を維持しているといったようなことを書いてあるのです。ですから、たとえばサービス業なんかの場合は適正配置ということの必要はないかどうか。あるいは、非常にむずかしい問題であるとなつたのほうでも考えている、いわゆる企業合同というような問題とも真剣に取り組んでいく必要があると思います。そうしなければ、いまあなたが言われたような金融の問題であるとか、あるいは税制の問題も必要でありま

しょうけれども、構造的な問題ですから、そういう表面的な糊塗策だけではどうにもならぬと思つてます。ですから、この白書をお出しになつたということについて、あなたに感じられる点があるなら、この際ひとつ構想でも、片鱗でも明らかにしていただければ結構だと思つてます。

○中野政府委員 中小企業白書には、いま先生が御指摘になりましたように、非常に素直に事実を述べまして、問題点を指摘しておるわけでございます。ですからそれに伴う対策は別段やらないではないかと言われましても、確かにそういう御批判も受けなければならぬと思つてます。特に小規模事業対策等につきましては、実はわれわれもいろいろ案ができないというのが現状でございます。ただ、小規模企業といたしましては、相当部分は小売商業でございます。それから工業関係につきま

しても、いろいろ業種、業態によりまして事情も違いますので、もう少しさらにもきまかよく掘り下げて、ただ上つた金融対策とか税制対策ということだけでなくて考えていかなければならぬのじゃないかという御指摘はごもっともだと思いますので、今後さらに検討させていただきます。

○中村(重)委員 商店街近代化資金貸付制度ですか、今度、本年度から予算が初めてついたということになって、この商店街町ぐるみの事業というのには事実上できるお考えになつていらつしやるかどうか。また、相当運動がまままで続けられてきたのじゃないかと思うわけです、予算をつけてくれという、そうすると、具体的な計画を持つて、そうして予算獲得の運動などというものが行なわれたのじゃないかと思いますが、そういう点が明らかであれば、この際お答えを願いたいと思います。

○中野政府委員 商店街町ぐるみの近代化の構想というのは、これは新しい来年度の構想でございます、私もこの構想を聞きましていろいろ研究したのですが、一つの商店街を形成してあるものが、みんな一緒になつて町ぐるみの改造をやるといふようなことはなかなか容易じゃないといふことを最初から考へておりましたが、実際、予算をとる過程においては、その点まことにわれわれは戦いにくくて、応援隊がほとんどないといふことで孤軍奮闘いたしました。中野政府委員の革新的な近代化といふようなことが言われておる勢いに乗じて、これを獲得したいといふようなことでございます。実際

は、これは予算をとりまして法律案もいま御審議を願つておりますので、各府県におきましても最近の問題については非常に熱心になつてこられたし、いま約十カ所ばかり候補地が上がつておりました、われわれの担当のほうに相談にきておりますが、非常に具体化されたものはまだございませぬ。ただ、相当有望ではないかというものが、われわれが見ましても四つばかりあるわけでありませぬ。これはモデル・ケース的に、全国で五カ所しか予算をとれないわけですが、ぜひりっぱな計画のものをつくつていただいでやりたいといふことで、要するに町ぐるみに店舗を改造する。そして、一つには、共同スーパ一あるいは寄り合い百貨店、サービス・エリヤ、駐車場あるいは電気式の宣伝といふふうな町全体を改造するわけでありませぬから、そこに町に住んでおられる方々がほんとうに気持ちを合わせて、また、よき指導者を持つてやらなければ決してうまくいかないと思ひます。必要な資金について半分程度無利子の金を貸すといふことで、助成としては相当行きわたつた制度でございますので、その制度があるといふことが最近よりよく地方にわかつてまいりまして、熱心に計画を立てているところが、いま言つたように十カ所くらいあるといふ状態でございます。

○中村(重)委員 構想としてはどうなんでしょうか。大都會を考へているのですか。○中野政府委員 大体やはり中都會のところか計画の来やすい基盤があるではないかといふように見ております。

○中村(重)委員 具体的には、寄り合い百貨店とか共同スーパ一という形、町ぐるみですか、極端に言えば全商店に参加してもらわなければ町ぐるみという形にはならないわけですか。○中野政府委員 まだ各市とか府県から相談に見えてくる程度でございます。具体的な計画といふものは、こちらの助成の基準なり何なりといふようなものとの関連をいたしますので、最終的にはきまつておられません。きまつておられないといふか、ここで御紹介するほど具体的な持つたものにはなつておりませぬが、いま言つたように、この法案も審議されておりますので、地方から計画を立てたいといふことで十カ所ばかり熱心に申し出があるといふ程度でございます。

○中村(重)委員 よい構想でありませぬ、失敗をすればはだめになつてしまふ。あなたのいまのお答えでは、あまり具体的なものを持つていらつしやる。法律ができても予算がついていなければ、こういふことでは、実は相当な運動があつた、運動があるのだから、これだけでも予算をつけてやらなければならぬ、こういふことでおやりになつたといふことではないのですか。

○中野政府委員 いや、その点は、先ほど私が申し上げましたように、私予算をとる過程においてさびしい思いをして非常になつたといふことがほとんどなんです。それから、そういうことはありませんでした。

○中村(重)委員 商店街の近代化資金の問題もそうですし、高度化資金のす

べてですが、補助金が非常に少ないといふことが一点と、償却年限が短いといふことですね。農業のほうは相当改善されております。あなたのほうは押されております。これではだめです。先ほどの高橋銀行局長なんかの答弁を、あなたのほうでこれを聞きのがしてはだめです。後日適当な機会にひとつ抗議をされるくらいの気魄がないとだめなんです。農業も中小企業と同じような立場に立つて、その零細性が苦しんでいる。成長性が非常に低いわけなんです。しかし、農業のほうはけっこう補助金の額もふえるし、償還年限は長くなるし、相当改善のあと見えるけれども、遺憾ながら、中小企業のほうははるかに取り残されておるといふことが、感じではなくて事実として明らかになつておるわけですから、ひとつあなたの気概で張り切つて予算の獲得、内容等の改善をおやりにならないければいかぬと思ひます。そういうことについての決意のほどをこの際何つておきたいと思ひます。

○中野政府委員 私はそういう点についてはだれにも負けないで一生懸命やつておるつもりでございますが、しかし、先生からごらんになれば、まだ力が入れようが足りないといふことではあります。なお私としては中小企業対策の確立のために努力をいたしたいと思ひます。ただ、大蔵省が先ほどああいうふうな意見を申しましたが、これは事務当局としてやはりそれぞれ各省の立場もございまして、それぞれ見方がやや違ふといふ点はお許しを願いたいと思ひます。決してわれわれは大蔵省の意見に屈伏しておるとか賛成をしておるといふことでは絶対ござい

ません。そのために、日夜われわれは中小企業のために予算獲得その他の問題について大蔵省とはいろいろ意見を戦わしてやつておるわけです。その点はどうぞ御心配ないようにお願ひしたいと思ひます。

○中村(重)委員 大蔵省はそういう立場があるからああいう発言をした、あなたもそういう形で了解するといふに至つては、これはたいへんなあれですよ。あなたも一緒だといふことになつてしまふ。あの思想といふものは、力の弱い者には金を貸さないといふことですよ。だからして、零細企業対策、小規模企業対策、そういうものが行なわれないで、中規模企業対策になりおるのですよ。金融にしても、税制についても、金に乏しいから、選別融資なんといふものが行なわれ、ほんとうに金が必要であるところの小規模企業であるとか零細企業には回らないです。あなたはそういう点を十分おわかりだらうと思ひます。それはおわかりの通りでございます。わがかりますけれども、ああいう思想でもつてこのことを取り組まれたのでは、中小企業、なかんずく小規模企業、零細企業は浮かばれません。ですから、そういう点についてあなたの決意のほどを伺つて、大蔵省に対しても間違つた考へ方といふものを直させるためにひとつ情熱を傾けて取り組んでもらわなければならぬ、こういふことで申し上げたのですから、もう一度ひとつあなたのこれから取り組む姿勢をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○中野政府委員 私としては、いま先生の御指摘のような姿勢で毎日仕事を

を

しておるわけでありませぬ。しかし、先生からごらんになって不十分だと言われるのであれば、なおもう少し私としては一生懸命にやるつもりでおります。私が先ほど言いましたことは、決して大蔵省の考え方に承服しているものでも屈伏しておるものでもない。私は中小企業の育成という立場から、大蔵省に対しては事ごとに発言をし、また強力に政策の転換を迫っておるつもりであります。

○中村(重)委員 具体的な点で一つただしておきますが、商店街近代化資金にいたしまして、これは一年据え置きでしよう。そして償還期限が四年でございませぬか。そうすると、この前山田さんが参考人として御出席になったときに、三年計画くらいでやる、こういうわけですね。まあ二年計画、三年計画くらいですと設備をやるわけですが、そうすると、近代化によるところの利益というものが上がらない前に償還を始めるなければならないということになる。だから、相当無理が出てくると思うのです。せつかくのいい制度でありませぬ、そういう形で失敗をするということになります。そういう点を実情に即するとあなたはお考えになりませぬか、改めなければならぬとお考えになりますか。

○中野政府委員 そういふ点につきまして、従来工業団地です、これは昭和三十六年からやっております、これは全体全部で三十六年が十団地、三十七年二十団地、三十八年二十五団地、五十五団地がございまして、先般もこういふ問題につきまして、過去のいろいろな実態がどうなっておるかという実態

調査もやりました、いろいろ改善すべき事項がございしますので、それぞれ改善すべき事項については手を打っておるつもりでございませぬ。ただその過程におきまして、これは前々から業界からも非常に要望があつたわけでありませぬ。土地の取得に対して一年据え置き

の二年償還という三年の助成であつたのでありますが、これはどうしても短過ぎる。大体団地の造成計画が三年計画なんです、この点もいろいろ研究いたしまして、ようやくこれは大蔵省も納得してくれまして、これは政令改正でございませぬ、法律に關係ございませぬ。土地の償還期限も五年にするというところでございませぬ。それからなお五年がちょっと短過ぎるじゃないかというところは、業界のほうからは声が出ております。したがって、われわれとしても今後の研究課題とは思つておりますが、何しろこの制度自身が、政府の政策全体からいって、補助的な色彩の相当強い助成制度でございませぬ。そういうよりなことからいまして、大体いままでの五十五団地の実績を見ますと、自己資金が三割、それから国と府県の助成金が二割、あとは借り入れ金五〇%くらいであつた。ここに非常に問題がございまして、そのために最近起こつておる問題は、一、二例を申し上げますと、一、移転するわけですから、もとの土地はこれを売る、それは市内の値段の高いところあたりは相当高値に売れて、その売つた金で借金は一部返すというふうなのが構想になつておつたやうでございませぬ、ここらあたりがなかなか簡単にはいかな

い。いざ売ろうと思つて、足元を見られて予定のとおり売れないとかいふよ

うな問題なんかも起こつておりませぬ、さらに実情を調べて、改善すべきところは改善したい。確かに御指摘になつたやうに、償還期限をもう少し延ばしてもらいたいという相当強い要望がございませぬ。

○中村(重)委員 研究課題であるとかもう少し延ばすとかいうことではこれはだめなんです。工業団地なんかに私どもはいつも行くのですが、相当無理をしておるのです。それがあなた

のほうにはおわかりにならない。いま商店街の近代化資金にいたしまして、一年据え置きでしよう。そうすると、そこを店舗改造等をするわけですから、別に売るのは何にもない、金

○中野政府委員 いまの御指摘のような点については、十分研究いたしました、できるものから適切な措置をとつていきたいと思います。

○中村(重)委員 次に、中小企業の定義についてお伺いいたしますが、御承知のとおり中小企業は、冒頭に申し上げたのでありますが、五千万円以下、三百名以下の企業をもつて中小企業、こういうことになっておるわけですね。ところが「並びに」ということで、ある人はこういふ解釈をするんですね。従業員が三百名であるが、資本金は三億であつても五億であつても、「並びに」だからこれは中小企業の範疇に入るんだ、こういうことを言われる人があ

る。またある人は、中小企業というのはやはり資本金は五千万円以下であり、従業員は三百名以下だ。ケース・バイ・ケースとして、「並びに」というのを利用して、たとえば銀業のごとく、従業員千名、こういうこともあるけれども、あくまで原則は五千万円以下、三百名以下である、こういうことを言われる人もある。ところがいまあなたのほうで進められておる中小企業の施策というものはこの「並びに」というのをあまりにも利用しておられる。資本金五億、十億というふうな、いわゆる大企業の範疇に入るものを数多く中小企業として金融、税制の対象にしておられるというふうな点が私にはあるんではないかと思つておる。

○中野政府委員 ちよといま資料をさがしておられますが、この間中小企業公庫の總裁をお呼びになつて御質問の場合に何かあつたと思つておるが、たとえば中小企業金融公庫の融資を、これはやはりいま御指摘のあつたように従業員数で三百人以下または資本金でいうと五千万円以下、こういうことになっておるわけですね、従業員のほうに三百人以下であれば、五千万円以上のもので貸し得るといふたてま

えにはなつておるわけでありませぬ、実際に「ちよといま資料をさがしておられますが、たしか私の記憶しておるところでは、中小企業金融公庫の貸し出しのうちで、五千万円以上の件数で〇・七%、金額でいって二・九%というのが実情でございませぬ。それからおわれわれとしては運用面につきましては、法律の規定がこうなつておるから、どつちか一方が中小企業の定義であれば片方はもう全然およそ中小企業と見られないやうな、いわゆる中小企業性のないやうな企業まで取り上げるといふやうな運用はやつておらないつもりでございませぬ。

○中村(重)委員 そのパーセンテージも必要ですが、中小企業として措置しているもので、資本金最高どの程度までですか。ケース・バイ・ケースでやつておるんだらうとは思つておるけれども、あなたがそれがわからないはずはない。

の規模のものまで、これは資本金のほうでございませぬ、貸しているかということは、後ほど調べて御返事いたします。ただ、私の申し上げておる気持は、いわゆる中小企業性のある企業というふうなものを、どういふとらえ方でやるかということ、いろいろ定義はあるわけございまして、したがって、その趣旨に沿って、いわゆる何が見ても大企業というふうなものに何もわざわざ中小企業対策をやる必要がないことは明らかでございますので、運用面につきましては相当な例を上げますので、そんなに不都合な例はないんじゃないかというふうに思いますが、しかし、なおこれは調べて御返事申し上げます。

○中村(重)委員 これほど中小企業の問題が議論をされていくときです。金融上あるいは税制上、中小企業というものの範疇にどの程度のもが入れられておるだろうか。いわゆる「並びに」というのがどの程度利用されているのだろうか、極端に私を言わせておけば、これは悪用であると申し上げ得るわけですね。そういうことがあつたほうで明快にすぐ答弁がでないというところではだめだと思ふ。大体熱意がないというのか、怠慢であるというのか、そういうことに關係をいたしましたので私が資料の提出を求めたのはいつですか。まだあなたのはいつで資料の提出はないんじやありませんか。一件でもまだ資料の提出はないですよ。もう何日になりますか。この中小企業六法の審議に必要である資料として要求しているわけですよ。できたのから一件ずつでも提出をされること、私は当然だと思ふ。大体熱意がない。

○中野政府委員 先般来先生からいろいろ資料要求がございまして、これにつきましては全力をあげてつくりまして、逐次出しておるつもりでございます。ただ一件だけどうしてでもできない—出してあります、全部出しておきます。資料を全部要求されたとおりのものを出してあります。ただ一件、先生の言われた中小公庫等協同融資の実績を出せ、これはどうしても私どもは調べるから調べても、そういう調査というふうなものはございませぬので、それはお断わりを申し上げます。御了解を得まして出してございませぬ。

○中村(重)委員 いまの点は私がこの前も質問しているのですよ。いわゆる中小企業の範疇にあるもので、資本金額がどの程度までの企業を中小企業として措置しているのか。資料も要求したけれども、あなたのほうに質問をしておる。ですから、もう相当の期間がたつているのだから、いま私の質問に対しては明確にお答えができません。これはならない。またあなたは、資本金が五億あるいは十億といったようなものが中小企業として扱われているのではないか、また、それがさういふふうな措置されておるとするならば、どういふ必要性からさういふことになつておるかというのことに對しての関心をお持ちにならなければならぬと私は言ふのです。ですからこの定義の問題といふのは、私たちは非常な関心を持ってゐるのですよ。「かつ」であるか「並びに」でいくか、「並びに」ということになつてくると、従業員が三百名であると、資本金は五千万以上一億でもあるいは二億でもいいのだという、こうなつてく

るとこれは無軌道になつていく。せつかく中小企業というものは資本金五千万以下、従業員三百名以下という原則を打ち立てたことが意味がなくなつていく。こういうことなるから、この「かつ」とか「並びに」といふ問題は非常に重要な問題である。しかもこのことは中小企業基本法が提案され、審議されたときに議論の中心にもなつてきた問題でもあるからして、当然あなたのほうではこのことに対しては関心を持つて、いまの質問に対しては明確に答えるだけの準備がなければならぬと思ふ。

○田中(樂)政府委員 ただいまの御質問でございませぬが、現在通産省側に個々の企業別の調べができておりましたので、一応中小企業金融公庫等を通じまして、特に中村先生のおっしゃつたような五億、七億の大きなところの程度の金融をやつておるかということをお調べして、まとめて御報告申し上げたいと思つておられます。ただ現状から見ますと、私どもが現実に中小企業の方々に会ひしてございませぬと、さういふことを言つておられます。たとへばある小さな請負業者でございまして、それが東京都庁の指名に入りたという場合におきまして、東京都庁においては少なくとも資本金一億円以上の業者でなければ指名入札に入れることができない、さういふようなことを言われまして、現在五千万程度の資本金を一億に増資したり、あるいは一億二千万円に増資したりなんかしておる会社等もある。さて、その実態をよく検討しますと、これは全く中小企業でございまして、資本金が一億五千万円あるからして、あるいは二億あるか

らして大企業であるかといふと、必ずしもさうではない中小企業が相当多いわけでありませぬ。実際問題を取り扱つておる中小企業金融公庫等がその実態を見ておそれる私は金融を講じておるのではないかと考へておられます。さういふ点もございませぬので、一度中小企業金融公庫等の実態を調査しまして、いま先生のおっしゃるような七億とか八億とかいふような資本金の中小企業に實際融資しておるかどうか、しかもそれがまた中小企業金融公庫として、中小企業としてこれをどの程度見ておるか、さういふ点を意見は十分聞きまして、通産省側としても、大切なことでありませぬからよく調査して、いづれ御報告申し上げます。

○中村(重)委員 これで終わります。資本金が一千万円の場合、二億の資本金を持つ企業を中小企業として扱つておる、さういふ事実もあるわけですね。さうすると、資本金は五千万円だったでせう。それによつて資本金五億、十億という企業を中小企業として措置されることになつてくると、これは金融上、政府機関の金融の場合なんかにも、小規模企業等に大きなしわ寄せになる。財政投融資が相当ふえてきた、さういふことになつてきました。資本金額が大きい非常に力の強い企業にその融資が集中してくるということになつてくるならば、かえつて小規模企業は資金的に行き詰まつていくという形になるわけですね。ですから、私が執拗にさういふ問題をお尋ねいたしておりますのは、さういふいわゆる企業間の格差あるいは地域間のさういふ格差が拡大する危険性があるといふこ

とで申し上げておるのでありますから、長官としてもひとつ十分研究をされて、質問の際には、さういふ問題点に對しては明確にお答えができればよろしう準備をいたしましたかといふことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○板川委員 資料要求をいたしたいと思ひます。

最近、東京発動機株式会社倒産をしましたが、その倒産に至つた事情、それから倒産が中小企業者に与える影響、その中小企業者の救済対策といふのはさういふふうな考へておるかといふ問題と、それからこの倒産の過程において、なれ合い倒産ではないかといふらうございませぬから、さういふたような事実についていずれ委員会で質問したいと思ひますが、これは中小企業庁でわかるだけの資料をそろえて出していただきたいと思ひます。

○中野政府委員 できるだけ御希望に沿うようにいたします。

○二階堂委員長 おはかりいたします。三案の質疑を終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○二階堂委員長 御異議なしと認め、よつて、さういふ決しました。

次会は、明後二十七日金曜日午前十一時より理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十六分散会

〔参照〕

電気事業法案
電気事業法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 電気事業

第一節 事業の許可(第三条―第十七条)

第二節 業務

第一款 供給(第十八条―第二十七条)

第二款 広域的運営(第二十八、二十九条)

第三款 監督(第三十―三十四条)

第三節 会計及び財務(第三十五―四十条)

第四節 電気工作物

第一款 工事計画及び検査(第四十一―四十七条)

第二款 保安(第四十八―五十七条)

第五節 土地等の使用(第五十八―第六十五条)

第三章 電気事業用以外の電気工作物

第一節 一般用電気工作物及び
自家用電気工作物(第六十六―七十四条)

第二節 指定調査機関(第七十五―八十五条)

第四章 雑則(第八十六―第九十条)

第五章 罰則(第九十一条―第九十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「一般電気事業」とは、一般の需要に応じ電気を供給する事業をいう。

2 この法律において「一般電気事業者」とは、一般電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

3 この法律において「卸電気事業者」とは、一般電気事業者による一般電気事業の用に供するための電気を供給することを主たる目的とする事業をいう。

4 この法律において「卸電気事業者」とは、卸電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

8 一般電気事業者が他の一般電気事業者に当該他の一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業を営むときは、その事業は、一般電気事業とみなす。

第二章 電気事業

第一節 事業の許可

(事業の許可)

第三条 電気事業を営もうとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、一般電気事業及び卸電気事業の区分により行なう。

(許可の申請)

第四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 供給区域又は供給の相手方たる一般電気事業者及び供給地点

三 電気事業の用に供する電気工作物に関する次の事項

イ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

ロ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

ハ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧

ニ 配電用のものにあつては、その電気方式、周波数及び電圧

2 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の基準)

第五条 通商産業大臣は、第三条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その電気事業の開始が一般の需要又は一般電気事業の需要に適合すること。

二 一般電気事業にあつては、その事業の用に供する電気工作物の能力がその供給区域における電気の需要に応ずることができものであること。

三 一般電気事業にあつては、その事業の開始によつてその供給区域の全部又は一部について一般電気事業の用に供する電気工作物が著しく過剰とならないこと。

四 その電気事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

五 その電気事業の計画が確実であること。

六 その他その電気事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他公共の利益の増進のため必要であり、かつ、適切であること。

(許可証)

第六条 通商産業大臣は、第三条第一項の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、次の事項を記載しなければならない。

一 許可の年月日及び許可の番号

二 氏名又は名称及び住所

三 供給区域又は供給の相手方たる一般電気事業者及び供給地点

四 電気事業の用に供する電気工作物に関する次の事項

イ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

ロ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

ハ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧

ニ 配電用のものにあつては、その電気方式、周波数及び電圧

第七条 電気事業者は、事業の許可を受けた日から五年以内において通商産業大臣が指定する期間内に、前条第二項第四号の電気工作物を設置し、その事業を開始しなければならない。

2 通商産業大臣は、特に必要があると認めるときは、供給区域若しくは供給の相手方若しくは供給地点又は前条第二項第四号の電気工作物を区分して前項の規定による指定をすることができる。

面又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。)をいう。

その設置の場所、周波数及び電圧

その設置の場所、周波数及び電圧

その設置の場所、周波数及び電圧

3 通商産業大臣は、電気事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第一項の規定により指定した期間を延長することができる。

4 電気事業者は、その事業（第二項の規定により供給区域又は供給の相手方若しくは供給地点を区分して第一項の規定による指定があつたときは、その区分に係る事業）を開始したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（供給区域等の変更）
第八条 電気事業者は、第六条第二項第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、同号の事項の変更であつて、通商産業省令で定める軽微なものをしようとするときは、この限りでない。

2 電気事業者は、前項ただし書の通商産業省令で定める変更をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 第五条の規定は、第一項の許可に準用する。

4 前条の規定は、第一項の場合（供給区域又は供給の相手方若しくは供給地点の減少の場合を除く。）に準用する。

（氏名等の変更）
第九条 電気事業者は、第六条第二項第二号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併）
第十条 電気事業者の全部の譲渡し及び譲受けは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 電気事業者たる法人の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第五条の規定は、前二項の認可に準用する。

（承継）
第十一条 電気事業者の全部の譲渡しがあり、又は電気事業者について相統若しくは合併があつたときは、電気事業者の全部を譲り受けた者又は相統人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、電気事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により電気事業者の地位を承継した相統人は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（一般電気事業者以外の事業）
第十二条 一般電気事業者は、一般電気事業以外の事業を営もうとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、一般電気事業者が一般電気事業以外の事業を営むことにより一般電気事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

（設備の譲渡し等）
第十三条 電気事業者は、電気事業の用に供する設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的としよ

うとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、通商産業省令で定める設備については、この限りでない。

2 通商産業大臣は、電気事業者がその設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的とするににより電気事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）
第十四条 電気事業者は、電気事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 電気事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 通商産業大臣は、電気事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるときでなければ、第一項の許可又は前項の認可をしてはならない。

（事業の許可の取消し等）
第十五条 通商産業大臣は、電気事業者が第七条第一項の規定により指定した期間（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間。以下同じ。）内に第六条第二項第四号の電気工作物を設置せず、又は事業を開始しないときは、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、前項に規定する場合を除くほか、電気事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

3 通商産業大臣は、第二項の規定による許可の取消しをしたときは、理由を記載した文書をその電気事業者に送付しなければならない。

第十六条 通商産業大臣は、第八条第一項の規定による第六条第二項第三号又は第四号の事項の変更の許可を受けた電気事業者が第八条第四項において準用する第七条第一項の規定により指定した期間内にその増加する供給区域において、若しくはその増加する供給の相手方に対し、若しくはその増加する供給地点において事業を開始せず、又はその期間内に第六条第二項第四号の事項を変更しないときは、その許可を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、一般電気事業者がその供給区域の一部において一般電気事業を行なつていない場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、その一部について供給区域を減少することができる。

3 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

（一般電気事業者以外の者の供給）
第十七条 一般電気事業者以外の者があつて、一般電気事業者の供給区域における需要に応じ電気を供給する事業を営むものは、電気事業者にその電気事業の用に供するための電気を供給する場合を除き、供給の相手方及び供給地点ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の者がその相手方における供給地点において電気を供給することが一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

（供給義務）
第十八条 一般電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における一般の需要に応ずる電気の供給を拒んではならない。

2 一般電気事業者は、その供給区域以外に電気を供給してはならない。

3 電気事業者は、一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給してはならない。

4 電気事業者は、第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところによるものでなければ、一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給してはならない。

（供給規程）
第十九条 一般電気事業者は、電気の料金その他の供給条件について供給規程を定め、通商産業大臣の

認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合してくと認めるときは、同項の認可をしななければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 一般電気事業者及び電気の使用の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

(供給規程の公表義務)

第二十条 一般電気事業者は、前条第一項の規定により供給規程の認可を受け、又は第二十三条第二項の規定による供給規程の變更があつたときは、その供給規程をその実施の日の前から、営業所及び事務所において、公衆の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。

(供給条件についての義務)

第二十一条 一般電気事業者は、第十九条第一項の認可を受けた供給規程(第二十三条第二項の規定による變更があつたときは、變更後の供給規程)以外の供給条件により電気を供給してはならない。ただし、

第二十五条第一項の許可に係る契約により供給するとき、及び供給規程により難い特別の事情がある場合において、通商産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件(第二十三条第二項の規定による變更があつたときは、變更後の料金その他の供給条件)により供給するときは、この限りでない。

第二十三条 通商産業大臣は、電気料金その他の供給条件が社会的

経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、電気事業者に対し、相当の期限を定め、第十九条第一項の認可を受け

た供給規程又は第二十一条ただし書若しくは前条第一項の認可を受けた料金その他の供給条件(次項の規定による變更があつたときは、變更後の供給規程又は料金その他の供給条件)の變更の認可を申請すべきことを命ずることができ

る。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、供給規程又は料金その他の供給条件を變更することができ

る。

(特定供給)

第二十四条 一般電気事業者は、その供給区域以外の地域における需要に応じ電気を供給しようとするときは、供給の相手方及び供給地点ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、

一般電気事業者として供給するとき、及び次条第一項の許可に係る契約により供給するときは、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号に適合しているとき認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その一般電気事業者の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 その供給が他の一般電気事業者の供給区域における需要に応

じ行なわれるものであるときは、当該他の一般電気事業者がその供給を行なうことが容易かつ適切でないこと。

第二十五条 電気事業者は、他の者から電気の供給を受け、同時に、その供給を受ける地点以外の地点において、その者に、その供給を受ける電気の量に相当する量の電気を供給すべきことを定める契約をしようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(振替供給)

第二十六条 一般電気事業者は、その供給する電気の電圧及び周波数の値を通商産業省令で定める値に維持するように努めなければならない。

2 一般電気事業者は、通商産業省令で定める方法により、その供給する電気の電圧及び周波数を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(電気の使用制限等)

第二十七条 通商産業大臣は、電気の供給の調整を行なわなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するために必要な限度において、政

令で定めるところにより、使用電力量の限度、使用最大電力の限度、用途若しくは作用を停止すべき日時を定めて、一般電気事業者の供給する電気の使用を制限し、又は受電電力の容量の限度を定めて、一般電気事業者からの受電を制限することができる。

第二款 広域的運営

(電気事業者相互の協調)

第二十八条 電気事業者は、電源開発の実施、電気の供給、電気工作物の運用等その事業の遂行にあたり、広域的運営による電気事業の総合的かつ合理的な発達に資するように相互に協調しなければなら

ない。

(電気工作物の施設計画及び電気の供給計画)

第二十九条 通商産業大臣が指定する電気事業者(以下「指定電気事業者」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降の二年間について電気工作物の施設計画及び電気の供給計画を作成し、当該年度の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による指定は、広域的運営による電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るためその事業の運営を調整することが必要と認められる者について行なう。

3 指定電気事業者は、電気工作物の施設計画又は電気の供給計画を變更したときは、遅滞なく、變更した事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による指定は、広域的運営による電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るためその事業の運営を調整することが必要と認められる者について行なう。

3 指定電気事業者は、電気工作物の施設計画又は電気の供給計画を變更したときは、遅滞なく、變更した事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による指定は、広域的運営による電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るためその事業の運営を調整することが必要と認められる者について行なう。

3 指定電気事業者は、電気工作物の施設計画又は電気の供給計画を變更したときは、遅滞なく、變更した事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による指定は、広域的運営による電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るためその事業の運営を調整することが必要と認められる者について行なう。

3 指定電気事業者は、電気工作物の施設計画又は電気の供給計画を變更したときは、遅滞なく、變更した事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による指定は、広域的運営による電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るためその事業の運営を調整することが必要と認められる者について行なう。

3 指定電気事業者は、電気工作物の施設計画又は電気の供給計画を變更したときは、遅滞なく、變更した事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による指定は、広域的運営による電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るためその事業の運営を調整することが必要と認められる者について行なう。

3 指定電気事業者は、電気工作物の施設計画又は電気の供給計画を變更したときは、遅滞なく、變更した事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

4 通商産業大臣は、電気工作物の施設計画又は電気の供給計画が広域的運営による電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適切でないとき、指定電気事業者に対し、その施設計画又は供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

第三款 監督

(電圧又は周波数の維持命令)

第三十条 通商産業大臣は、一般電気事業者の供給する電気の電圧又は周波数の値が第二十六条第一項の通商産業省令で定める値に維持されていないため、電気の使用者の利益を阻害していると認めるときは、一般電気事業者に対し、その値を維持するため電気工作物の修理又は改造、電気工作物の運用の方法の改善その他の必要な措置をすべきことを命ずることができる。

(業務の方法の改善命令)

第三十一条 通商産業大臣は、前条に規定する場合のほか、事故により電気の供給に支障を生じている場合に一般電気事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置をすみやかに行わないとき、一般電気事業者が第六十七条第一項の規定による調査若しくは同条第二項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないとき、その他電気の供給の業務の方法が適切でないため、電気の使用者の利益を阻害していると認めるときは、一般電気事業者に対し、その供給の

業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

(供給命令等)

第三十二条 通商産業大臣は、第二十九条第四項の規定による勧告をした場合において特に必要があるとき、かつ、適切であると認めるときは指定電気事業者に対し、災害その他非常の場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは電気事業者に対し、次の事項を命ずることができる。ただし、第二号の規定による命令は、卸電気事業者に対しては、することができない。

- 一 一般電気事業者に電気を供給すること。
 - 二 電気事業者から電気の供給を受けること。
 - 三 電気事業者に電気工作物を貸し渡し、若しくは電気事業者から電気工作物を借り受け、又は電気事業者と電気工作物を共用すること。
 - 四 電気事業者から電気の供給を受け、同時に、その供給を受ける地点以外の地点において、その電気事業者に、その供給を受ける電気の量に相当する量の電気を供給すること。
 - 五 電気事業者に電気を供給し、同時に、その供給地点以外の地点において、その電気事業者から、その供給する電気の量に相当する量の電気の供給を受けること。
- 2 前項の規定による命令があつた場合において、当事者が支払い、

又は受領すべき金額その他命令の実施に關し必要な細目は、当事者間の協議により定める。

第三十三条 前条第二項の協議をすることができず、又は協議がとれないときは、当事者は、通商産業大臣の裁定を申請することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

4 第一項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議がとれたものとみなす。

第三十四条 前条第一項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、他の当事者が被告とする。

3 前条第一項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第三節 会計及び財務

(会計の整理)

第三十五条 電気事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その

他の財務計算に關する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

(償却等)

第三十六条 通商産業大臣は、電気事業の適確な遂行を図るため特に必要があると認めるときは、電気事業者に対し、電気事業の用に供する固定資産に關する相当の償却につき方法若しくは額を定めてこれを執行するべきこと又は方法若しくは額を定めて積立金若しくは引当金を積み立てるべきことを命ずることができる。

(資産の価額)

第三十七条 通商産業大臣は、電気事業者が財産目録その他の書類に記載した電気事業の用に供する資産について附した価額が適正でなく、公共の利益を阻害するおそれがあると認めるときは、その価額を変更すべきことを命ずることができる。

(湯水準備引当金)

第三十八条 電気事業者は、毎事業年度において、河川の流量の増加により水力発電所において発生した電気の量が通商産業省令で定める量をこえたため、電気事業の収益が増加し、又は電気事業の費用が減少したときは、通商産業省令で定める額に達するまで、その増加し、又は減少した額を湯水準備引当金として積み立てなければならない。

2 前項の規定により積み立てた湯水準備引当金は、特別の理由がある場合において、通商産業大臣の許可を受けたときを除き、毎事業

年度において、河川の流量の減少により水力発電所において発生した電気の量が通商産業省令で定める量を下つたため、電気事業の収益が減少し、又は電気事業の費用が増加した場合において、その収益の減少又は費用の増加に充當するのなれば、取りくずしてはならない。

3 前二項に規定する収益又は費用の増加又は減少の額の算出の方法は、通商産業省令で定める。

(社債発行限度の特例)

第三十九条 一般電気事業者たる会社(以下「一般電気事業者」という)は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により一般電気事業会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の二倍をこえてはならない。

(一般担保)

第四十条 一般電気事業者会社の社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

第四節 電気工作物

第一款 工事計画及び検査

第四十一条 電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物の設置

又は変更の工事であつて、通商産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画について通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

2 電気事業者は、前項の認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 通商産業大臣は、前二項の認可の申請に係る工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところ（同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）によるものであること。

二 その電気工作物が第四十八条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しないものであること。

三 その電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。

四 水力を原動力とする発電用の電気工作物に係るものにあつては、その電気工作物が発電水力の有効な利用を確保するため技術上適切なものであること。

4 電気事業者は、第一項ただし書の場合には、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

5 電気事業者は、第二項ただし書の場合には、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第四十二条 電気事業者は、通商産業省令で定める場合を除き、電気事業の用に供する電気工作物の設置又は変更の工事であつて、前条第一項の通商産業省令で定めるものの以外のものをしようとするときは、工事の開始の日の三十日前までに、その工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。

その工事の計画の変更（通商産業省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときは、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号の規定に適合していないと認めるときは、電気事業者に対し、その工事の開始前に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができ

る。

（使用前検査）
第四十三条 第四十一条第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする電気工作物又は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする電気工作物（その工事の計

画について、同条第二項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。）は、その工事について通商産業省令で定める工事の工程ごとに通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その電気工作物が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が第四十一条第一項若しくは第二項の認可を受けた工事の計画（同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）又は前条第一項の規定による届出した工事の計画（同項後段の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従つて行なわれたものであること。

二 第四十八条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しないものであること。

第四十四条 通商産業大臣は、前条第一項に規定する電気工作物について同項の検査を行つた場合においてやむを得ない必要があると認めるときは、期間及び使用の方法を定めて、その電気工作物を仮合格とすることができる。

2 前項の規定により仮合格とされた電気工作物は、前条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により定められた期間内は、同項の規定により定められた方法により使用することを妨げない。

第四十五条 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質（以下「燃料体」という。）は、その加工について通商産業省令で定める加工の工程ごとに通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、第三項に定める場合及び通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その燃料体が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その加工があらかじめ通商産業大臣の認可を受けた設計に従つて行なわれていること。

二 通商産業省令で定める技術基準に適合すること。

3 輸入した燃料体は、通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。

4 前項の検査においては、その燃料体が第二項第二号の通商産業省令で定める技術基準に適合しているときは、合格とする。

第四十六条 発電用のボイラー、タービンその他の通商産業省令で定める機械若しくは器具（以下「ボイラー等」という。）であつて、通商産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの又は発電用原子炉に係る格納容器その他の通商産業省令で定める機械若しくは器具（以下「格納容器等」という。）であつて溶接をするものは、その溶接について通商産業省令で定める溶接の工程ごとに通商産業大臣の検査を受け、こ

れに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、第三項に定める場合及び通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その溶接が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 あらかじめ通商産業大臣の認可を受けた方法に従つて行なわれていること。

二 通商産業省令で定める技術基準に適合すること。

3 耐圧部分について溶接をしたボイラー等又は溶接をした格納容器等であつて、輸入したものは、その溶接について通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。

4 前項の検査においては、その溶接が第二項第二号の通商産業省令で定める技術基準に適合しているときは、合格とする。

（定期検査）
第四十七条 電気事業者は、電気事業の用に供する発電用のボイラー、タービンその他の通商産業省令で定める電気工作物であつて、通商産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに電気事業の用に供する発電用原子炉及びその附属設備であつて、通商産業省令で定めるものについて、通商産業省令で定める時期ごとに、通商産業大臣が行なう検査を受けなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第一類第九号 商工委員会議録第二十五号 昭和二十九年三月二十五日

第二款 保安

(電気工作物の維持)

第四十八条 電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物を通商産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の通商産業省令は、次に掲げるところによらなければならない。

一 電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。

二 電気工作物は、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにすること。

三 電気工作物の損壞により電氣の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。

(技術基準適合命令)

第四十九条 通商産業大臣は、電気事業の用に供する電気工作物が前条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、電気事業者に対し、その技術基準に適合するように電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

(費用の負担等)

第五十条 電気事業者の電気事業の用に供する電気工作物が他の者の電氣的設備その他の物件の設置(政令で定めるものを除く。)により第四十八条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しないこととなつたときは、その技術基

準に適合するようにするため必要な措置又はその措置に要する費用の負担の方法は、当事者間の協議の負担の方法については、政令で定める場合は、政令で定めるところによる。

第五十一条 第三十三条及び第三十四条の規定は、前条の協議をすることができず、又は協議がとれない場合に準用する。

2 通商産業大臣は、前項において準用する第三十三条第一項の裁定をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ関係大臣に協議しなければならない。

(保安規程)

第五十二条 電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、通商産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。

2 電気事業者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 通商産業大臣は、電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 電気事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

(主任技術者)

第五十三条 電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、通商産業省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

2 電気事業者は、前項の規定により主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(主任技術者免状)

第五十四条 主任技術者免状の種類は、第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状、第三種電気主任技術者免状、第一種ダム水路主任技術者免状、第二種ダム水路主任技術者免状、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状及び第二種ボイラー・タービン主任技術者免状とする。

2 主任技術者免状の交付を受けている者が保安について監督をすることができるときは、前項の主任技術者免状の種類は、前項の主任技術者免状の種類に依りて通商産業省令で定める。

3 主任技術者免状は、通商産業大臣が交付する。

4 主任技術者免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

一 主任技術者免状の種類ごとに通商産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験を有する者

二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると通商産業大臣が認定した者

5 第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状は、前項の規定にかかわらず、電気主任技術者国家試験に合格した者も、その交付を受けることができる。

6 通商産業大臣は、次の各号の一に該当する者に対しては、主任技術者免状の交付を行なわなければならない。

一 次条の規定により主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

7 主任技術者免状の交付に関する手続的事項は、通商産業省令で定める。

第五十五条 通商産業大臣は、主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その主任技術者免状の返納を命ずることができる。

(電気主任技術者国家試験)

第五十六条 電気主任技術者国家試験は、電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関して必要な知識及び技能について行なう。

2 電気主任技術者国家試験は、第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状及び第三種電気主任技術者免状ごとに、電気主任技術者資格審査会が行なう。

3 電気主任技術者国家試験の試験科目、受験手続その他電気主任技術者国家試験の実施細目は、通商産業省令で定める。

(主任技術者の義務等)

第五十七条 主任技術者は、電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に履行しなければならない。

2 電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

第五節 土地等の使用

(一時使用)

第五十八条 電気事業者は、次に掲げる目的のため他人の土地又はこれに定着する建物その他の工作物(以下「土地等」といふ。)を利用することが必要であり、かつ、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、これを一時使用することができる。ただし、建物その他の工作物にあつては、電線路(その電線路の維持及び運用に必要な通信の用に供する線路を含む。)又はその附属設備(以下「電線路」と総称する。)を支持するために利用する場合に限る。

一 電気事業の用に供する電線路に関する工事の施行のため必要な資材若しくは車両の置場、土石の捨場、作業場、架線のためのやぐら又は索道の設置

二 天災、事変その他の非常事態

が発生した場合において、緊急に電気を供給するための電線路の設置

三 電気事業の用に供する電気工作物の設置のための測線の設置

2 電気事業者は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しよ

と受けるときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、十五日以内の期間一時使用するときは、この限りでない。

3 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、その旨を土地等の所有者及び占有者に通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 電気事業者は、第一項の規定により他人の土地等を一時使用しよ

うとするときは、あらかじめ、土地等の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用の開始の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

5 第一項の規定により一時使用しよ

うとする土地等が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。

6 第一項の規定による一時使用の期間は、六月（同項第二号の場合において、仮電線路を設置したとき、又は同項第三号の規定により一時使用するときは、一年）をこえることができない。

7 第一項の規定による一時使用のため他人の土地等に立ち入る者

は、第二項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りでない。（立入り）

第五十九条 電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることが出来る。

2 前条第三項の規定は、前項の許可の申請があつた場合に準用する。

3 前条第四項、第五項及び第七項本文の規定は、電気事業者が第一項の規定により他人の土地に立ち入る場合に準用する。（通行）

第六十条 電気事業者は、電気事業の用に供する電線路に関する工事又は電線路の維持のため必要があるときは、他人の土地を通行することが出来る。

2 前項の規定により他人の土地を通行する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第五十八条第四項及び第五項の規定は、電気事業者が第一項の規定により他人の土地を通行する場合に準用する。（植物の伐採又は移植）

第六十一条 電気事業者は、植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれ

がある場合又は植物が電気事業の用に供する電気工作物に関する測量若しくは実地調査若しくは電気事業の用に供する電線路に関する工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、都道府県知事の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することが出来る。

2 電気事業者は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植しよ

うとするときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3 電気事業者は、植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、電線路を著しく損壊して電気の供給に重大な支障を生じ、又は火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害するおそれがあると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けず、その植物を伐採し、又は移植することが出来る。この場合においては、伐採又は移植の後、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。

4 第五十八条第三項の規定は、第一項の許可の申請があつた場合に準用する。（損失補償）

第六十二条 電気事業者は、第五十八条第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第五十九条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第六十条第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、通常生ずる損失を補償しなければならない。

第六十三条 前条の規定による損失の補償については、電気事業者と損失を受けた者との間に協議をすることが出来ます。又は協議がとれないときは、電気事業者又は損失を受けた者は、都道府県知事の裁定を申請することが出来る。

第六十四条 電気事業者は、第五十八条第一項の規定による土地等の一時使用が終つたときは、その土地等を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて通常生ずる損失を補償して、その土地等を返還しなければならない。

3 損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。（原状回復の義務）

第六十五条 電気事業者は、道路、橋、みぞ、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地に電気事業の用に供する電線路を設置する必要があるときは、その効用を妨げない限度において、その管理者の許可を受けて、これを使用することが出来る。

2 前項の場合においては、電気事業者は、管理者の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

3 管理者が正当な理由がないのに第一項の許可を拒んだとき、又は管理者の定めた使用料の額が適正でないときは、主務大臣は、電気事業者の申請により、使用を許可し、又は使用料の額を定めることが出来る。

4 前三項の規定は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）の規定による道路並びに同法第十八条第一項の規定により決定された道路の区域内の土地及び当該土地に設置された道路の附属物となるべきものについては、適用しない。

5 主務大臣は、次の場合は、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならない。

一 第三項の規定により使用を許可し、又は使用料の額を定めようとするとき。

二 電気事業者が電気事業の用に供する電線路を設置するため前項の道路又は道路となるべき区域内の土地若しくは当該土地に設置された道路の附属物となるべきものを占用しようとする場

合において、道路法第三十九条
第一項（同法第九十一条第二項
において準用する場合を含む。）
の規定により道路管理者が徴取
する占用料の額の決定又は同法
第八十七条第一項（同法第九十
一条第二項において準用する場
合を含む。）の規定により許可若
しくは承認に条件を附したことに
ついての審査請求又は異議申
立てに対して裁決又は決定をし
ようとするとき。

第三章 電気事業用以外の電
気工作物
第一節 一般用電気工作物
及び自家用電気工
作物

（定義）

第六十六条 この法律において「一
般用電気工作物」とは、他の者か
ら通商産業省令で定める電圧以下
の電圧で受電し、その受電の場所
と同一の構内（これに準ずる区域
内を含む。以下同じ。）においてそ
の受電に係る電氣を使用するため
の電氣工作物であつて、その受電
のための電線路以外の電線路によ
りその構内以外の場所にある電氣
工作物と電氣的に接続されていな
いものをいう。ただし、次に掲げ
るものを除く。

- 一 発電用の電氣工作物を設置す
る者がその発電用の電氣工作物
の設置の場所と同一の構内に設
置するもの
- 二 爆発性又は引火性の物が存在
するため電氣工作物による事故
が発生するおそれが多い場所で

あつて、通商産業省令で定める
ものに設置するもの
三 興行場、公会堂その他の公衆
の出入りする場所であつて、通
商産業省令で定めるものに設置
するもの

2 この法律において「自家用電氣
工作物」とは、電氣事業の用に供
する電氣工作物及び一般用電氣工
作物以外の電氣工作物をいう。
（調査の義務）

第六十七条 一般用電氣工作物にお
いて使用する電氣を供給する者
は、通商産業省令で定めるところ
により、その供給する電氣を使用
する一般用電氣工作物が通商産業
省令で定める技術基準に適合して
いるかどうかを調査しなければならない。
ただし、その一般用電氣
工作物の設置の場所に立ち入ること
につき、その所有者又は占有者
の承諾を得ることができないとき
は、この限りでない。

2 前項に規定する者は、同項の規
定による調査の結果、一般用電氣
工作物が同項の通商産業省令で定
める技術基準に適合していないと
認めるときは、遅滞なく、その技
術基準に適合するようにするため
とるべき措置及びその措置をとら
なかつた場合に生ずべき結果をそ
の所有者又は占有者に通知しなけ
ればならない。

3 通商産業大臣は、第一項に規定
する者（一般電氣事業者を除く。）
が同項の規定による調査若しくは
前項の規定による通知をせず、又
はその調査若しくは通知の方法が
適当でないときは、その者に対

し、その調査若しくは通知を行な
い、又はその調査若しくは通知の
方法を改善すべきことを命ずるこ
とができる。

4 第一項に規定する者は、帳簿を
備え、同項の規定による調査及び
第二項の規定による通知に関する
業務に關し通商産業省令で定める
事項を記載しなければならぬ。
5 前項の帳簿は、通商産業省令で
定めるところにより、保存しなけ
ればならない。

6 第四十八条第二項第一号及び第
二号の規定は、第一項の技術基準
を定める通商産業省令に準用す
る。

（技術基準適合命令）

第六十八条 通商産業大臣は、一
般用電氣工作物が前条第一項の通商
産業省令で定める技術基準に適合
していないと認めるときは、その
所有者又は占有者に対し、その技
術基準に適合するように一般用電
氣工作物を修理し、改造し、若し
くは移転し、若しくはその使用を
一時停止すべきことを命じ、又は
その使用を制限することができ
る。

（調査業務の委託）

第六十九条 第六十七条第一項に規
定する者は、通商産業大臣が指定
する者（以下「指定調査機関」とい
う。）に限り、当該指定調査機関が
第七十五条第二項の規定により定
めた区域（第七十八条第一項の認可
又は同条第二項の規定による届出
に係る変更があつたときは、変更後
の区域）の全部又は一部における一
般用電氣工作物について、その一般

用電氣工作物が第六十七条第一項
の通商産業省令で定める技術基準
に適合しているかどうかを調査す
ること並びにその調査の結果その
一般用電氣工作物がその技術基準
に適合していないときはその技術
基準に適合するようにするためと
るべき措置及びその措置をとらな
かつた場合に生ずべき結果をその
所有者又は占有者に通知すること
（以下「調査業務」という。）を委託
することができる。

2 第六十七条第一項に規定する者
は、前項の規定により指定調査機
関に調査業務を委託したときは、
遅滞なく、その旨を通商産業大臣
に届け出なければならない。委託
に係る契約が効力を失つたとき
も、同様とする。

3 第六十七条第一項の規定は、同
項に規定する者が第一項の規定に
より指定調査機関に調査業務を委
託しているときは、その委託に係
る一般用電氣工作物については、
適用しない。
（工事計画）

第七十条 自家用電氣工作物を設置
する者は、自家用電氣工作物の設
置又は変更の工事であつて、通商
産業省令で定めるものをしよう
とするときは、その工事の計画につ
いて通商産業大臣の認可を受けな
ければならない。ただし、自家用
電氣工作物が滅失し、若しくは損
壊した場合又は災害その他非常の
場合において、やむを得ない一時
的な工事としてするときは、この
限りでない。

2 自家用電氣工作物を設置する者
は、前項の認可を受けた工事の計
画を変更しようとするときは、通
商産業大臣の認可を受けなければ
ならない。ただし、その変更が通
商産業省令で定める軽微なもので
あるときは、この限りでない。

3 通商産業大臣は、前二項の認可
の申請に係る工事の計画が次の各
号に適合していると認めるときは、
前二項の認可をしなければならない。
一 その電氣工作物が第七十四条
第二項において準用する第四十
八条第一項の通商産業省令で定
める技術基準に適合しないもの
でないこと。

二 水力を原動力とする発電用の
電氣工作物に係るものにあつて
は、その電氣工作物が発電水力
の有効を利用を確保するため技
術上適切なものであること。

4 自家用電氣工作物を設置する者
は、第一項ただし書の場合は、工
事の開始の後、遅滞なく、その旨
を通商産業大臣に届け出なければ
ならない。

5 自家用電氣工作物を設置する者
は、第二項ただし書の場合は、そ
の工事の計画を変更した後、遅滞
なく、その変更した工事の計画を
通商産業大臣に届け出なければな
らない。ただし、通商産業省令で
定める場合は、この限りでない。

第七十一条 自家用電氣工作物を設
置する者は、通商産業省令で定め
る場合を除き、自家用電氣工作物
の設置又は変更の工事であつて、
前条第一項の通商産業省令で定め

るもの以外のをしよとすると
ときは、工事の開始の日の三十日
前までに、その工事の計画を通商
産業大臣に届け出なければなら
ない。その工事の計画の変更（通商
産業省令で定める軽微なものを除
く。）をしようとするときも、同
様とする。

2 通商産業大臣は、前項の規定に
よる届出のあつた工事の計画が前
条第三項各号の規定に適合してい
ないと認めるときは、自家用電気
工作物を設置する者に対し、その
工事の開始前に限り、その工事の
計画を変更し、又は廃止すべきこ
とを命ずることができる。

第七十二条 自家用電気工作物を設
置する者に、自家用電気工作物の
工事、維持及び運用に関する保安
の監督をさせるため、通商産業省
令で定めるところにより、主任技
術者免状の交付を受けている者の
うちから、主任技術者を選任しな
ければならない。

2 自家用電気工作物を設置する者
は、前項の規定にかかわらず、
通商産業大臣の許可を受けて、
主任技術者免状の交付を受けてい
ない者を主任技術者として選任す
ることができる。

3 自家用電気工作物を設置する者
は、第一項の規定により主任技術
者を選任したときは、遅滞なく、
その旨を通商産業大臣に届け出な
ければならない。これを解任した
とき、又は前項の規定により選任
した主任技術者を解任したとき
も、同様とする。

(使用の開始)
第七十三条 自家用電気工作物を設
置する者は、その自家用電気工作
物の使用の開始の後、遅滞なく、
その旨を通商産業大臣に届け出な
ければならない。ただし、第七十
条第一項の認可又は同条第四項若
しくは第七十一条第一項の規定に
よる届出に係る自家用電気工作物
を使用する場合及び通商産業省令
で定める場合は、この限りでな
い。

第七十四条 第四十三条及び第四十
四条の規定は、第七十条第一項又
は第二項の認可を受けて設置又は
変更の工事をする自家用電気工作
物及び第七十一条第一項の規定に
よる届出をして設置又は変更の工
事をする自家用電気工作物（そ
の工事の計画について、同条第二
項の規定による命令があつた場合
において同条第一項の規定による
届出をしていないものを除く。）に
準用する。

2 第四十七条から第五十一条まで
の規定は、自家用電気工作物に準
用する。この場合において、第
四十八条第二項第三号中「電気の
供給」とあるのは、「電気事業者の
電気の供給」と読み替へるものと
する。

3 第五十二条の規定は、自家用電
気工作物を設置する者に関し準用
する。

4 第五十七条の規定は、自家用電
気工作物に係る主任技術者に関し
準用する。

5 第六十一条第三項、第六十二条
及び第六十三条の規定は、自家用
電気工作物を設置する者に準用す
る。この場合において、第六十一
条第三項中「電線路を著しく損壞
して電気の供給に重大な支障を生
じ、又は火災その他の災害を発生
して公共の安全を阻害する」とあ
るのは、「火災その他の災害を発
生して公共の安全を阻害する」と
読み替へるものとする。

第二節 指定調査機関
第七十五条 第六十九条第一項の指
定は、第六十七条第一項に規定す
る者の委託を受けて調査業務を行
なうとする者の申請により行な
う。

2 前項の申請は、調査業務を行な
おうとする区域（以下「調査区域」
という。）を定めてしなければならない。
(欠格条項)
第七十六条 次の各号の一に該当す
る者は、第六十九条第一項の指定
を受けることができない。

一 第八十三条の規定により指定
を取り消され、その取消しの日
から二年を経過しない者
二 その業務を行なう役員のうち
に、この法律又はこの法律に基
づく命令の規定に違反し、罰金
以上の刑に処せられ、その執行
を終わり、又は執行を受けるこ
とがなくなつた日から二年を経
過しない者がある者
(指定の基準)
第七十七条 通商産業大臣は、第六
十九条第一項の指定の申請が次

の各号に適合していると認めると
きでなければ、その指定をしては
ならない。

一 調査区域における調査業務を
適確に遂行するに足りる経理的
基礎及び技術的能力があるこ
と。
二 民法第三十四条の規定により
設立された法人であつて、その
役員又は社員の構成が調査業務
の公正な遂行に支障を及ぼすお
それがないものであること。

三 調査業務以外の業務を行なつ
ているときは、その業務を行な
うことによつて調査業務の適確
な遂行に支障を及ぼすおそれ
ないものであること。
(調査区域の変更)
第七十八条 指定調査機関は、調査
区域を増加しようとするときは、
通商産業大臣の認可を受けなけれ
ばならない。

2 指定調査機関は、調査区域を減
少したときは、遅滞なく、その旨
を通商産業大臣に届け出なければ
ならない。

3 前条第一号の規定は、第一項の
認可に準用する。
(調査の義務)
第七十九条 指定調査機関は、第六
十九条第一項の規定による調査業
務の委託を受けているときは、第
六十七条第一項の通商産業省令で
定めるところにより、その調査業
務を行なわれなければならない。
ただし、一般電気工作物の設置の
場所に立ち入ることにつき、その
所有者又は占有者の承諾を得るこ

とができないときは、この限りで
ない。

2 通商産業大臣は、指定調査機関
が第六十九条第一項の規定による
調査業務の委託を受けている場合
において、その調査業務を行なわ
ず、又はその方法が適當でないこ
きは、指定調査機関に対し、その
調査業務を行ない、又はその方法
を改善すべきことを命ずることが
できる。
(業務規程)
第八十条 指定調査機関は、調査業
務に関する規程（以下「業務規程」
という。）を定め、通商産業大臣の
認可を受けなければならない。こ
れを変更しようとするときも、同
様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、
通商産業省令で定める。
3 通商産業大臣は、第一項の認可
をした業務規程が調査業務の適確
な遂行上不適当となつたと認め
るときは、指定調査機関に対し、業
務規程を変更すべきことを命ずる
ことができる。
(適合命令)
第八十一条 通商産業大臣は、指定
調査機関が第七十七条各号に適合
しなくなつたと認めるときは、指
定調査機関に対し、これらの規定
に適合するため必要な措置をとる
べきことを命ずることができる。
(調査業務の廃止)
第八十二条 指定調査機関は、調査
業務を廃止したときは、遅滞な
く、その旨を通商産業大臣に届け
出なければならない。

(指定の取消)

第八十三条 通商産業大臣は、指定調査機関が次の各号の一に該当するときは、第六十九條第一項の指定を取り消すことができる。

- 一 第七十九條第二項、第八十条第三項又は第八十一条の規定による命令に違反したとき。
- 二 第八十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで調査業務を行なつたとき。
- 三 不正の手段により指定を受けたとき。

(公示)

第八十四条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第六十九條第一項の指定をしたとき。
- 二 第六十九條第二項、第七十八條第二項又は第八十二條の規定による届出があつたとき。
- 三 第七十八條第一項の認可をしたとき。
- 四 前条の規定により指定を取り消したとき。

(準用)

第八十五条 第六十七條第四項及び第五項の規定は、指定調査機関に準用する。

第四章 雜則

(許可等の条件)

第八十六条 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを變更することができ。

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、

当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(発電水力)

第八十七条 通商産業大臣は、発電水力の開発上必要な調査を行なわなければならない。

第八十八条 通商産業大臣は、発電水力の開発上必要があると認めるときは、水力を原動力とする発電用の電気工作物を設置している者に対し、その電気工作物を設置している河川について、通商産業省令で定めるところにより、その流量を測定し、その測定の結果を報告すべきことを命ずることができる。

第八十九条 都道府県知事は、河川法(昭和三十九年法律第 号)第二十三条、第二十四条、第二十六条又は第二十九条第二項の許可の申請があつた場合において、その申請が発電水力の利用のためのものであるときは、意見を附して通商産業大臣に報告し、通商産業大臣の意見を求めなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により意見を求められたときは、建設大臣に協議するものとする。

3 通商産業大臣は、都道府県知事に対し河川法第二十三条、第二十四条、第二十六条又は第二十九条第二項の許可の申請があつた場合(第一項に規定する場合を除く。)において、発電水力の有効な利用を確保するため必要があると認めるときは、その都道府県知事に対し、これらの規定による処分に関し必要な勧告をすることができ

(電気工作物検査官)

第九十条 通商産業省に、電気工作物検査官を置く。

2 電気工作物検査官は、第四十三条第一項(第七十四条第一項において準用する場合を含む。)、第四十五条第一項若しくは第三項、第四十六条第一項若しくは第三項又は第四十七条(第七十四条第二項において準用する場合を含む。)の検査に關する事務に従事する。

3 電気工作物検査官の資格に關し必要な事項は、政令で定める。

(監査)

第九十一条 通商産業大臣は、毎年、電気事業者の業務及び經理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

第九十二条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気事業者に対し、その業務及び經理の状況に關し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、家用電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査) 第九十三条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは經理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、家用電気工作物を設置する者、燃料体の加工をする者又はボイラー等若しくは格納容器等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用電気工作物の設置の場所(居住の用に供されているものを除く。)に立ち入り、一般用電気工作物を検査させることができる。

4 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項から第四項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公聴会) 第九十四条 通商産業大臣は、第三条第一項(一般電気事業に係るものに限る。)、第八条第一項(供給区域の増加に係るものに限る。)、第十九条第一項又は第二十三条第二項(供給規程に係るものに限る。)

の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならない。

(聴聞)

第九十五条 通商産業大臣は、第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項若しくは第二項又は第八十三条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間において予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第九十六条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしななければならない。

(苦情の申出)

第九十七条 一般電気事業者の電気供給又は指定調査機関の調査業務に關し苦情のある者は、通商産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができ。

2 通商産業大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しななければならない。

(手数料)
第九十八條 次の表の上欄に掲げる者(国を除く)は、それぞれ同表

の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。

手数料を納付しなければならない者	金額
一 第四十三條第一項(第七十四條第一項において準用する場合を含む)の検査を受けようとする者	三十万円
イ 原子力を原動力とする発電用の電気工作物	三十万円
ロ その他の電気工作物	十万円
二 第四十五條第一項又は第三項の検査を受けようとする者	十万円
三 第四十六條第一項又は第三項の検査を受けようとする者	三十万円
イ 原子力を原動力とする発電用の電気工作物	三十万円
ロ その他の電気工作物	五万円
四 第四十七條(第七十四條第二項において準用する場合を含む)の検査を受ける者	一万五千元
五 第五十四條第四項第二号の規定による認定を受けようとする者	八百円
六 電気主任技術者国家試験を受けようとする者	千五百円
七 主任技術者免状の交付を受けようとする者	四百円
八 主任技術者免状の再交付を受けようとする者	二百円

(経過措置)

第九十九條 この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合において、は、それぞれ、政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(権限の委任)

第一百條 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に委任することができる。

第五章 罰則

第一百條 電気事業の用に供する電気工作物を損壊し、その他電気事業の用に供する電気工作物の機能に障害を与えて発電、変電、送電又は配電を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 みだりに電気事業の用に供する電気工作物を操作して発電、変電、送電又は配電を妨害した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。
3 電気事業に従事する者が正当な理由がないのに電気事業の用に供

する電気工作物の維持又は運行の業務を取り扱わず、発電、変電、送電又は配電に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。

4 第一項及び第二項の未遂罪は、罰する。

第二百二條 第三條第一項の規定に違反して電気事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百三條 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第十四條第一項の規定に違反して電気事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者
二 第十八條第一項又は第三項の規定に違反して電気の供給を拒んだ者
三 第十八條第二項又は第四項の規定に違反して電気を供給した者

第二百四條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第八條第一項の規定に違反して電気工作物を変更した者
二 第十二條第一項の規定に違反して一般電気事業以外の事業を営んだ者
三 第二十一條、第二十二條第一項又は第二十四條第一項の規定に違反して電気を供給した者
四 第三十條、第三十一條、第三十二條第一項、第六十七條第三項又は第七十九條第二項の規定による命令に違反した者

第五 第四十一條第一項又は第七十條第一項の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者
六 第四十九條(第七十四條第二項において準用する場合を含む)の規定による命令又は処分を違反した者
七 第五十三條第一項又は第七十二條第一項の規定に違反して主任技術者を選任しなかつた者
第八 第五十五條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一 第十七條第一項の規定に違反して電気を供給する事業を営んだ者
二 第二十七條の規定による命令又は処分を違反した者
三 第四十二條第二項又は第七十一條第二項の規定による命令に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者
四 第四十三條第一項(第七十四條第一項において準用する場合を含む)、第四十五條第一項若しくは第三項又は第四十六條第一項若しくは第三項の規定に違反して電気工作物を使用した者
第九 第六六條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
一 第七條第四項(第八條第四項において準用する場合を含む)、第十一條第二項、第二十九條第一項若しくは第三項、第四十一條第四項若しくは第五項、第五十二條第一項若しくは第二項(これらの規定を第七十四條第

三項において準用する場合を含む)、第五十三條第二項、第六十九條第二項、第七十條第四項若しくは第五項又は第七十二條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第二十條の規定に違反して掲示をしなかつた者
三 第二十六條第二項の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者
四 第四十二條第一項又は第七十一條第一項の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者
五 第四十七條(第七十四條第二項において準用する場合を含む)又は第九十三條第一項から第四項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
六 第五十二條第三項(第七十四條第三項において準用する場合を含む)の規定による命令に違反した者
七 第六十七條第四項(第八十五條において準用する場合を含む)の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、又は虚偽の記載をした者
八 第六十七條第五項(第八十五條において準用する場合を含む)の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者
九 第六十八條の規定による命令又は処分を違反した者
十 第八十八條又は第九十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第七百七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し、第二百二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第八百八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の過料に処す。

- 一 第十三条第一項、第三十五条、第三十八条第一項若しくは第二項又は第三十九条ただし書の規定に違反した者
- 二 第三十六条又は第三十七条の規定による命令に違反した者

第九百九条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処す。

- 一 第八條第二項、第九條、第七十三條、第七十八條第二項又は第八十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 正当な理由がないのに第五十五条の規定による命令に違反して主任技術者免状を返納しなかつた者

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十六項の通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）第二十五条第一項の改正規定中石炭対策連絡協議会の項の次に電気事業審議会の項を加える部分は、公布の日から施行する。

2 電気に關する臨時措置に關する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

3 旧法に基づき旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）の規定の例によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中にこれに相当する規定があるときは、この法律の規定によつてしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に電気事業者以外の者であつて、一般電気事業者の供給区域における需要に応じ電気を供給する事業（電気事業者）にその電気事業の用に供するため電気の供給する事業を除く。）を営むものについては、この法律の施行の日から一月間は、第十七条第一項の規定は、適用しない。その期間内に同項の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

5 この法律の施行の際現に電気事業を営んでいる者及び自家用電気工作物を使用している者に關する第五十二条第一項（第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第五十二条第一項中「事業の開始前」に「この法律の施行の日から三月以内」とする。

6 この法律の施行の際現に発電用のダムを設置している者については、この法律の施行の日から六月間は、第五十三条第一項又は第七十二条第一項の規定は、適用せず、旧発電用高堰堤規則（昭和十

年通信省令第十八号）第八條から第十條までの規定の例による。

7 この法律の施行の際現に旧電氣に關する臨時措置に關する法律施行規則（昭和二十七年通商産業省令第九十九号。以下「旧規則」という。）第一条第一項の規定に基づき旧電氣事業主任技術者資格検定規則（昭和七年通信省令第五十四号）の規定の例により第一種、第二種又は第三種の資格を有している者は、それぞれ第五十四条第一項の第一種電氣主任技術者免状、第二種電氣主任技術者免状又は第三種電氣主任技術者免状の交付を受けている者とみなす。

8 この法律の施行の際現に旧規則第一条第一項の規定に基づき旧電氣用汽機取締規則（昭和十五年通信省令第五号）第二十条の規定の例により汽機汽かん主任者に選任されている者のうち、氣圧六十キログラム毎平方センチメートル以上の発電所の汽機汽かん主任者又は氣圧十五キログラム毎平方センチメートル以上六十キログラム毎平方センチメートル未満の発電所の汽機汽かん主任者は、それぞれ第五十四条第一項の第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者とみなす。

9 この法律の施行の際現に国が設置又は変更の工事（第七十条第一項ただし書の場合又は第七十一条第一項前段の通商産業省令で定める場合においてするもの及び発電用の原子炉施設に係るものを除く。）をして電氣工作物は、旧規則第一条第一項の規定に基づき旧自家用電氣工作物施設規則（昭和七年通信省令第五十六号）第五十一条又は第五十二条の規定の例による報告又は承認があつたものに限り、その工事の計画について、第七十条第一項の認可を受け、又は第七十一条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

10 旧電氣事業再編成令（昭和二十五年政令第三百四十二号）に基づき設立された九の電氣事業会社が旧過度經濟力集中排除法（昭和二十二年法律第二百七号）第七條第二項第七号の規定により承認を受け、又は作成された企業再編成計画に基づき旧電氣事業再編成令に基づき解散した電氣事業会社から出資を受け、又は譲り受けた不動産に關する権利の取得の登記を受ける場合における登録税は、免除する。

11 前項に規定する不動産に關する権利の取得に關する登記の手續については、政令で定める。

12 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「供給に對する料金」を「料金その他の供給条件」に改め、同項後段を削る。

第二十八條 削除

第三十五條の二の次に次の一条を加える。
（電氣事業法の適用除外）
第三十五條の三 電氣事業法（昭和三十九年法律第 号）第十條第二項、第十三條第一項（発電施設又は送電變電施設に係る場合に限る）、第十四條第二項及び第二十二條第一項の規定は、会社については、適用しない。

第三十六條中「前條第一項」を「第三十五條第一項」に改める。

14 電氣工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

この法律において「一般用電氣工作物」とは、電氣事業法（昭和三十九年法律第 号）第六十六條第一項に規定する一般用電氣工作物をいう。

第七條第一項中「法令で定める一般用電氣工作物の保安に關する基準」を「電氣事業法第六十七條第一項の通商産業省令で定める技術基準」に改める。

電気事業法第二条第六項に規定する電気事業者、同法第六十六條第二項に規定する自家用電気工作物を設置する者又は電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第三条に規定する電気工事士は、第二十五條第一項の表示が附されているものでなければ、電気用品を電気事業法第二条第七項に規定する電気工作物の設置又は変更の工事に使用してはならない。

16 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。
別表乙号第二十九号を次のように改める。

29 削除
17 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。
第一条第六号を次のように改める。

18 郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。
第六十三條第一項中「公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)」を「電気事業法(昭和三十九年法律第 号)」に改める。

19 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。
第六十三條中「電気事業法(昭和六年法律第六十一号)」を「電気事業法(昭和三十九年法律第 号)」に改める。

20 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第四百八十六條第三項中「電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)」においてその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)第二条第四号を「電気事業法(昭和三十九年法律第 号)第二条第六項」に改める。

21 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第六号を次のように改める。
六 電気事業法(昭和三十九年法律第 号)第二条第七項の電気工作物(政令で定めるものに限る。)内における高圧ガス

22 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。
第三条第十七号を次のように改める。
十七 電気事業法(昭和三十九年法律第 号)による電気事業の用に供する電気工作物

23 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第六條第二項第三号中「公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)第二条第一号」を「電気事業法(昭和三十九年法律第 号)第二条第五項」に改める。

24 道路法の一部を次のように改正する。
第三十六條第一項中「公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)」を「電気事業法(昭和三十九年法律第 号)」に改める。

25 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
第五十四條第一項中「公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)」による電気事業者又は同令附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法(昭和六年法律第六十一号)第三十條第二項の事業者を営む者(以下「電気事業者」と総称する。)を「電気事業法(昭和三十九年法律第 号)第二条第六項に規定する電気事業者(以下「電気事業者」という。))」に改める。

26 通商産業省設置法の一部を次のように改正する。
第四条第一項第四十三号中「融通につき契約を認可し」を「供給に關し契約を許可し」に改める。

27 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。
第四条第三号中「電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)」の規定によりその例によるものとされた公益

28 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第七十三條中「電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)」の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法(昭和六年法律第六十一号)」を「電気事業法(昭和三十九年法律第 号)」に改める。

29 公共用地的取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第二条第七号中「電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)」の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)」を「電気事業法(昭和三十九年法律第 号)」に改める。

30 ばい煙の排出の規制等に関する法律(昭和三十七年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。
第二十八條中「電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)」の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法(昭和六年法律第六十一号)」を「電気事業法(昭和三十九年法律第 号)」に改める。

23 第三条中第十七号の三を削り、第十七号の四を第十七号の三とする。
第十七條第一項第三号ホ中「旧公益事業令」を「電気事業法」に改める。

24 第二十五條第一項の表中「電気事業主任技術者の資格の検定を調査すること。」を「電気主任技術者資格審査会」に改め、石炭対策連絡協議会の項の次に次のように加える。
「電気主任技術者資格審査会」を「電気主任技術者国家試験を調査すること。」に改め、石炭対策連絡協議会の項の次に次のように加える。

25 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
第五十四條第一項中「公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)」による電気事業者又は同令附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法(昭和六年法律第六十一号)第三十條第二項の事業者を営む者(以下「電気事業者」と総称する。)を「電気事業法(昭和三十九年法律第 号)第二条第六項に規定する電気事業者(以下「電気事業者」という。))」に改める。

26 通商産業省設置法の一部を次のように改正する。
第四条第一項第四十三号中「融通につき契約を認可し」を「供給に關し契約を許可し」に改める。

27 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。
第四条第三号中「電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)」の規定によりその例によるものとされた公益

28 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第七十三條中「電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)」の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法(昭和六年法律第六十一号)」を「電気事業法(昭和三十九年法律第 号)」に改める。

29 公共用地的取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第二条第七号中「電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)」の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)」を「電気事業法(昭和三十九年法律第 号)」に改める。

30 ばい煙の排出の規制等に関する法律(昭和三十七年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。
第二十八條中「電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)」の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法(昭和六年法律第六十一号)」を「電気事業法(昭和三十九年法律第 号)」に改める。

31 ばい煙の排出の規制等に関する法律(昭和三十七年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。
第二十八條中「電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)」の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法(昭和六年法律第六十一号)」を「電気事業法(昭和三十九年法律第 号)」に改める。

32 ばい煙の排出の規制等に関する法律(昭和三十七年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。
第二十八條中「電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)」の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法(昭和六年法律第六十一号)」を「電気事業法(昭和三十九年法律第 号)」に改める。

用を受ける電気工作物」を「電気事業法(昭和三十九年法律第 号)第二条第七項に規定する電気工作物」に、「旧電気事業法又は」を「電気事業法又は」に改める。

31 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項第二号を次のように改める。

二 電気事業法(昭和三十九年法律第 号)による電気事業者

理由

電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るため、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめ、並びに公共の安全を確保するため、電気工作物の工事、維持及び運用を規制する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律

輸出保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「海上の」を削り、同条第九号中「破産」の下に「その他これに準ずる事由」を加える。

第五条第一項中「海上の」を削る。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

理由

輸出貿易の振興を図るため、普通輸出保険の担保危険を拡大して新たに輸出契約の相手方の破産に準ずる事由によつて輸出することができなくなるにより受ける損失てん補する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商工委員會議録第十八号中正誤

へん段

一一 出席委員欄中「桜井茂尚君」の次に「沢田政治君」を加える。